

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 原田 孝司

1 日 時

平成29年6月23日（金） 午前11時00分から
午後 3時24分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

原田孝司、衛藤博昭、土居昌弘、末宗秀雄、後藤慎太郎、守永信幸、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、吉岡美智子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第63号議案のうち本委員会関係部分、第70号議案及び第71号議案については、可決すべきものと、継続請願24については継続審査とすることを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情11について、質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 豊後大野市における地すべりについて、平成28年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について及び第2次生涯健康県おおいた21についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 特別委員会設置について、委員から意見を聴取した。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (7) 県外所管事務調査の日程及び行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成29年6月23日（金） 11：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

11：00～12：00

(1) 付託案件の審査

第 71号議案 建物の取得について

(2) 付託外案件の審査

陳 情 11 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについて

(3) 県内所管事務調査のまとめ

①消防力の充実強化について

(4) 諸般の報告

①豊後大野市における地すべりについて

②祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録決定について

③大分県犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について

④大分県地域防災計画の修正について

(5) その他

3 病院局関係

13：00～13：30

(1) 諸般の報告

①平成28年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について

②平成28年度大分県病院事業会計決算について

(2) その他

4 福祉保健部関係

13：30～14：45

(1) 付託案件の審査

第 63号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第1号）

（本委員会関係部分）

第 70号議案 大分県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正について

継続請願 24 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①精神障がい者への支援について

(3) 諸般の報告

①第2次生涯健康県おおいた21について

- ②大分県歯科口腔保険計画について
 - ③大分県医療費適正化計画（第3期）について
 - ④大分県障がい福祉計画（第5期）等について
 - ⑤大分県アルコール健康障がい対策推進計画について
- (4) その他

5 協議事項

14:45～15:00

- (1) 特別委員会設置に係る意見について
- (2) 閉会中の継続調査について
- (3) 県外所管事務調査について
- (4) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

原田委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、委員外議員として吉岡議員に出席いただいております。ありがとうございます。

なお、委員外議員が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件、前回からの継続請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。

初めに、第71号議案建物の取得について、執行部の説明を求めます。

佐伯食品・生活衛生課長 第71号議案建物の取得について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

1の議案の概要でございます。おおいた動物愛護センターは、動物の愛護及び管理に関する法律にのっとり、動物の適正飼養等を啓発し、保護動物の返還、譲渡を推進するとともに、災害時のペット同行避難場所とするため、県と大分市が共同で設置を進めております。

本議案は、センター管理棟として使用する建物1棟を取得することについて、議決を求めるものです。対象の建物は、大分市大字廻栖野に所在する事務所1棟で、所有者は九州乳業株式会社、取得予定金額は1億2,501万2,160円です。

同時に、条例の定めによって議会にお諮りする事案ではありませんが、建物が所在する土地1万9,499.98平方メートルを1億4,819万9,848円で取得することとしています。本議案の議決を頂ければ、この二つの契約が効力を生じることとなります。

次に、2の背景です。本事業は行政事務の効率化を図るため、県知事と大分市長が合意して共同で設置を進めているものでございます。

3の施設の役割ですが、①から③の三つの役割を備えることとしております。

続きまして、別添写真の資料も併せて御覧ください。おおいた動物愛護センター（仮称）外観（イメージ図）でございます。

今回取得する管理棟、一番左側でございますが、ここには指導面談室や啓発展示コーナー、会議室、ボランティアなどの研修室等を設置いたします。それ以外にその右側になりますけど、動物を収容する動物棟を新築し、屋外にはドッグランや多目的広場、駐車場棟を設置いたします。

本議案の議決を頂きましたら、5に掲げるとおり、今年12月に建設工事に着工し、平成30年度中の完成を目指しております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

また、麻生議員、出席ありがとうございます。

佐伯課長、ちょっと確認なんですけど、この金額、建物と土地の金額は、県の負担額ですか、それとも大分市と合わせた額になりますか。

佐伯食品・生活衛生課長 大分市と合わせた額でございます。ですから、これの2分の1ということに、県費としては2分の1ということになります。

原田委員長 分かりました。

では、これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いいたします。

末宗委員 先ほど議会の議決が要らないという言葉があったけど、議決はするんだけど、ちょっとそこ辺りは何かな。

佐伯食品・生活衛生課長 今回、建物については1億2,500万円なんですけど、7千万円以上は議決が必要だということで、今回お

諮りする議案になります。

それから、土地については2万平米以上かつ7千万円以上ということになっておりますので、今回、この土地の面積が2万平米を切る、達しない面積でございますので、議決は必要ないということになります。

末宗委員 2万平米は確かに切っているんだけど、予定金額は上がっているよね、7千万円より。

佐伯食品・生活衛生課長 土地の面積かつ金額になりますので、両方満たしていないと議決案件にはならないということです。

末宗委員 「かつ」と「オア」はどんなふうな定義かな。どんなふうになっているのかな。

原田委員長 これに関わらず議決案件としてそういうふうになっていると考えるとよろしいですか。

佐伯食品・生活衛生課長 そうですね、県有財産条例の中で定められている。

末宗委員 土地はどうなるかな。どういう定義でそんなふうな規定になっておるのかな。

土居委員 「かつ」とは「アンド」ということではないですか。

末宗委員 いや、「オア」と違うき。

原田委員長 ここは条例に係る文言、考え方ですよね。

末宗委員 うん、そうなんだけど、ここを利用する課は当然知っちゃかんと悪いよな、どういう趣旨でそんなふうになっているかを。

佐伯食品・生活衛生課長 大分県の県有財産条例がございまして、この中で都道府県では1件2万平方メートル以上ですね。

末宗委員 分かりにくいなら後からでもいいから、通常こういう場合はどちらか一方が範囲になったら、議会議決が要るとか承認が要る場合が多いんよ。今ちょっと奇異に感じたのは「かつ」と言うからね、そういう解釈と、その基がわからないもので。後からで結構です。また教えてください。

原田委員長 じゃ、よろしく願いたいします。よろしいですか。（「よろしくないけどしょうがないわ」と言う者あり）

ほかに。

土居委員 質問ではないんですが、要望ですが、一般質問でもありましたとおり、これからの運営にとっても大事なことでございますし、職員の分担の業務の在り方ですね、これしっかりと考えて連携をとってやっていただきたいと要望しておきます。

原田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 では、委員外議員の方々。

吉岡委員外議員 じゃ、簡単に一言。議案の概要の中に、災害時のペット同行避難場所とするためとありますので、災害があったときに、飼い主と犬とか猫とかが一緒に避難できる場所があるというふうに解釈していいんですかね。それだけ教えてください。

佐伯食品・生活衛生課長 今回、熊本地震におきましても、それから、東日本大震災におきましても、避難所におけるペットの取り扱いで随分いろんな避難所でトラブルが起きたということございまして、こういったことから、今回新しく動物愛護センターを造るに当たっては、同行避難をしたいという方が非常に多いわけでございますので、そういった人たちの受け皿となり得る拠点の一つとして整備をしたいと考えております。

吉岡委員外議員 それで、施設の動物保護棟とかあるんですけど、これとはまた別途施設が幾つか建物が有るので、そこで人も受け入れということよろしいですか。

佐伯食品・生活衛生課長 具体的には今どういう形ですか検討しておりますけれども、例えば、ドッグランとか多目的広場、屋外のところに広いスペースがございまして、こういったところに仮の動物舎、犬、猫を収容できるような施設を造るということも検討しておりますし、それから、管理棟の中に広い会議室、研修室スペースがございまして、こういったところでどうしても常に一緒におりたいという方は、そういったところにも入

っていただけるような、そういった方法も今検討しているところでございます。（「ありがとうございました」と言う者あり）

衛藤副委員長 動物愛護センター全体のストックの部分、資産として大体どれぐらい掛かるか、土地とか建物にどれぐらい掛かるかというのを伺いたいたいですけれども、フローというか、その営業コストというか、年間での運営でどれぐらいの公金としての支出が出るか、人件費とかですね、そういうのも含めて年間どれぐらいこれに使うのかということをお教えいただけますでしょうか。

佐伯食品・生活衛生課長 そこにつきましては積算を進めているところでございまして、今現在、詳しい数字はまだ積み上げている途中でございます。

衛藤副委員長 じゃ、概算も分からないと。もし分からないんだったら、いつ頃出るのかという出る時期も併せて教えていただけますでしょうか。

佐伯食品・生活衛生課長 現在、今度の9月補正予算に向けていろいろと今作業を進めております。その中で、来年度当初予算、それから、実際動きだすときの費用等々も併せて出したいと考えておりますので、9月ぐらいには、補正予算要求時にはその辺ははっきりとしてランニングコスト等をしっかりとさせたいと考えています。

衛藤副委員長 本来であれば、ランニングコストは私、最初に出すべきだと思うんですよ。もう建設を議会でも認めてしまっているんですけど、本来的にはそれも含めて議論すべきところであると思いますし、そこは是非早急に出していただければというように思っております。よろしくお祈りします。

守永委員 吉岡議員の質疑に関連してなんですけれども、今後、動物を同伴しての避難とか、そういった状況も想定して施設の整備も含めて検討していくということであれば、そういった部分がイメージしやすいような検討方法、方針が決まっていけば説明をしていただきたいと思いますし、先ほど衛藤副委員長

からも話がありましたけれども、当初、大まかにこのぐらいのランニングコストであればいけるだろうという想定もあったと思うんですけれども、具体的な施設の内容が固まっていけば、その固まった内容で精細なものというのが詰めていかれるんだろうと思っています。

そういったときに、災害が発生したときにどのぐらいの期間を想定して、どのぐらいのコストが掛かるのかという部分も併せて想定をしておかないと、災害が発生したわ、それに対応する予算の出所がない。特に動物同行避難の場合に、国がある程度その避難に要する経費を見てくださいのかどうかという部分も不確定な部分があると思いますので、そういったこれまでに類を見ないような案件については、是非きちんと情報提供いただけるようお願いしたいと思います。要望ということです。

佐伯食品・生活衛生課長 災害時の費用については、基本的に県と大分県獣医師会で協定を結んでおりまして、いろんな形で獣医師会が協力していただくということになっております。それから、そのときの費用については、国でいろんな基金といいますか、そういったものを持っておりまして、獣医師会の外郭団体、一般財団法人で災害時にすぐ駆けつけてくれるような体制もできてきております。費用的にはそういったところはかなり手厚くサポートしていただけるような体制にはなっておりますけれども、その辺の詳細については今後また全体のランニングコスト等と合わせてしっかり検討しておきたいと思っています。

荒金委員 一つだけ。大分市との関係は、2分の1とか言いよったけれども、全てそういう形で進んでいくわけ。

佐伯食品・生活衛生課長 委員言われるとおり、全て折半という形で進めております。

荒金委員 というのは、議会が大分市は大分市でありますね、県は県である。事前にそういう会議はしているわけ。

佐伯食品・生活衛生課長 今回の大分市議会

でも、建物の取得については議案で上がっておりまして。それぞれ足並みをそろえながら進めているところでございます。（「はい、分かりました」と言う者あり）

原田委員長 ほかに御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

次に、付託外案件に入ります。

議長から回付されています陳情11について、執行部から説明をお願いします。

牧防災危機管理課長 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情につきまして、御説明申し上げます。

お手元のピンク色の陳情文書表1ページ、受付番号11をお開きください。

陳情の内容は、武力攻撃事態から国民の生命、財産を守るため、国や都道府県など関係機関の連携、国民保護法の周知や北朝鮮からのミサイルに備えた避難訓練の実施の働きかけであります。

まず、国の対応ですが、緊急時に住民に対して周知する全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートと言いますけれども、これによる情報伝達の流れや武力攻撃等から身を守るための行動につきまして、国民保護ポータルサイトに掲載するとともに、本年4月21日には、各都道府県の担当者を集めた会議におきまして、2点ほど要請があったところです。1点目は、弾道ミサイル落下時取るべき行動のホームページ等への掲載。2点目は、住民避難訓練の実施についてでございます。

県としては、早速、24日に市町村の国民保護担当者を県庁に集め、国からの要請の趣旨を説明するとともに、早期の住民避難訓練を実施するよう依頼したところでございます。

また、幾つかの団体につきましては、個別に働きかけているところであり、早期の訓練実施を図り、これをモデルケースとして他の市町村へ広めていきたいと考えております。

平成18年に県の国民保護計画を策定し、翌年度から大規模爆弾テロを想定した訓練を国や関係機関と連携して毎年度実施しているところでございます。

また、本年の2月には県警と消防合同による化学物質テロを想定した訓練を別府のビーコンプラザで実施したところであり、県や関係機関はオブザーバーとして参加したところでございます。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はありませんかでしょうか。

末宗委員 今の説明とこの陳情、どういうふうに解釈したのかな、イコールでいいんかい。

牧防災危機管理課長 陳情の内容につきましては、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練の実施を求めることございまして、本県が市町村に要請しているのが、避難訓練を早期に実施するよということでもありますので、県のスタンスを説明したところでございます。

原田委員長 牧防災危機管理課長、ちょっとお聞きしますけど、各自治体でも既に予定されているところというのはあるのでしょうか。

牧防災危機管理課長 現在、全市町村に訓練を早期に実施してほしいという依頼をしております。同時に個別の市町村につきまして、私どもも出向きまして、市町村と一緒にどう訓練すればいいのかどうかということ今協議をしているところでございます。

原田委員長 これからということですね。

ほかに御意見等はありませんでしょうか。

土居委員 つまり、この陳情に書いている内容のようなことは、大分県や県内の自治体では既に取り組んでいこうとしているものなんでしょうか。

牧防災危機管理課長 国からの要請もございまして、それに伴って県としても各市町村と一緒に避難訓練していこうと呼びかけをし

ているところでございます。

原田委員長 ほかに御質問、御意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに、御意見等もないので、次にまいりたいと思います。

これより、県内所管事務調査のまとめを行います。

生活環境部関係では、消防力の充実強化について、御説明をお願いします。

柴田生活環境部長 県内所管事務調査のまとめの説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、去る5月8日から5月31日まで、延べ7日間に渡りまして、私たちの地方機関、また関係施設を調査いただき、誠にありがとうございました。

今回の調査では、生活環境行政の各般にわたり、様々な御意見や適切な御指導を頂戴いたしました。これから生活環境行政を推進する上で、その趣旨を十分に反映させてまいりたいと思います。

本日は、調査の際に頂きました御意見の中から、消防力の充実強化について担当室長から説明させていただきます。

神志那消防保安室長 消防力の充実強化のための取組について御説明申し上げます。

お手元の委員会資料2ページを御覧ください。

地域防災の要となります県内消防団の現状でございますが、消防団員数は平成28年4月現在、県全体で1万5,440名で、20年間に約13%減少しており、地域における消防活動の担い手不足が懸念されます。地域住民の安全・安心を守るための消防団活動を行うためには、消防団員の減少に歯止めをかける取組が重要になります。

県では、将来的な消防団員確保の一方策として、次代を担う若い世代に対する消防・防災意識の普及啓発、特に社会的使命を果たすことへの理解を深めることが大事だとの観点から、消防思想の普及・宣伝事業として、一

つにはハイスクール消防クラブや大学生消防応援隊の結成支援を行っています。

また、今年度から地域消防アドバイザー育成・登録事業により、小・中学生の若年層を対象に地域の消防機関や自治会、学校等との協働活動の企画・運営ができる人材の育成・登録を行いまして、将来における消防団員の確保及び地域防災を担う人材の育成に取り組むこととしております。

次に、消防力確保対策事業として、一つには昼間の消火等、特定の場面のみに活動する機能別消防団員を採用する市町村に対し、活動服等の装備品購入費用を助成しています。二つには、消防団員に対して料金割引などの優遇サービスを提供する店舗等を登録する、おおいた消防団応援の店推進事業を展開することにより、地域における消防団の必要性再認識や支援等、機運醸成につながる取組を推進しております。

原田委員長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に、御質問などはございませんでしょうか。

末宗委員 1点だけやけど、僕たち防災士というのを取得しているんだけど、ちょっと僕から見ると、地域で消防団活動をやっている熱心さに比べると、防災士というのはなかなか免許取ったら終わりだね、消防団の上にあるような、屋上屋を重ねているような気がするんよ。

屋上屋を重ねて、消防団の組織というのが本当にこう、あれは防災士じゃとかなんか言われたら、非常に何か傷付くような気がしてね。そこ辺りを消防団も有るけど、防災士というのが二つ両立しているような、うまく機能するかどうか、本当に危機管理とか火事とか、いろんな生命、身体に危険が帯びたときに、適切な処置が要るわけやけど、そういうものとはちょっとかけ離れているような気がするものだから、そこ辺りはどんなふうを考えているのか、ちょっと聞きたいんじゃないかと。

神志那消防保安室長 防災に関しましては、

自主防災組織が各地域にございますが、その中におきまして、やはり防災士と消防団との連携が必要だと考えております。平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのでできておまして、やはり消防団は地域防災の要でありますので、各地域防災士だとか民生委員だとか、連携を強化しながら地域の防災力を上げていきたいと考えております。

末宗委員 今の説明でね、連携しながらと言うけど、そんなふうに法律に載っちゃうんなら連携させやいいんじゃないけど、連携は1回もないよ。県は法律違反をしよるわけか。

神志那消防保安室長 法律の中では、地域消防団を中核にして、いろんな総力を結集しながら防災力を高めていこうとなっております、いずれにしても、その連携を強めていくことが重要だと考えております。自主防災組織の方にもそういった働きかけを行っていきたくて思っております。

末宗委員 意味が分からないのかな、俺が言っていることの。連携がないから今聞いているのに、また連携してと言うんだけど。

原田委員長 今の御意見ですけど、地区によって違うのかなというふうに思うんですよ。僕らも地区の……（「いや、人が言いよることじゃけん」と言う者あり）

はい。だから、委員のところはないというお考えでの質問と考えてよろしいですか。

末宗委員 連携しよるところの例をいろいろ出してもいいけど、答えになっちゃうらんから。

原田委員長 神志那室長、連携している例というものもあるわけです。その辺の説明もしていただきながら回答していただくといいと思います。

田辺防災対策室長 防災士と消防団員の活動ということの御質問になったかと思えますけれども、防災士の方々というのは自治会の役員であったり、一般の方であったり、そういった方々が防災に関して知識を学んで、防災士という資格を取ってまいりますけれども、主には各自主防災組織の中で、防災について、

平時では普及啓発をし、住民一人一人の自助が大事だということをしかり住民の方々に伝えていくというのが大きな役割になっております。

一方、消防団の方々は実際に発災をしたときに、率先して初動の活動をしていただくということになるかと思います。

この防災士の方々と消防団の方々が連携して行うということで、地域の中では、昨年と一昨年、それぞれの地域で災害・避難カード作成事業というのを県のモデル事業として取り組ませていただきました。これは一昨年は竹田市の下矢倉地区というところで、昨年は中津市でやらせていただきました。この中には自治会の役員の方、防災士の方、それからその地区にいらっしゃる消防団の方々も含めて、地域の方々と一緒に自分たちの地域の見回り、それから危険箇所の確認、そして一緒に避難訓練などの企画、実施ということをやっている中で、住民一人一人がどういう行動をとっていけばいいのかということの一つのカード作成ということを通じて行っていました。

今年度につきましては、この活動を全県で取り組もうということで、各振興局ごとにそういった核になる防災士と自治会の役員の方、あるいは防災士の資格を持っている消防団の方々に集まっていただいて、そういった災害・避難カードの作成の研修を通じて、各地域で連携した活動ができるように取組を進めてまいりたいと思っております。

末宗委員 説明でね、要するに僕が言っているのは屋上屋を重ねたようなイメージがあって、消防団の日頃、例えば、出初式やったら夜寒い中に、本当真冬の寒い中で訓練して、そして、指揮命令系統をぴしゃっとやって訓練して、それをみんなの前で披露するわけやけど、防災士なんか何にもそれはないわけよ。

防災士の資格が何か世の中では上みたいな感じがあって、僕はよく消防団と一緒に酒も飲むんだけど、酒を飲んで、とにかくよく分かるのは、防災士よりも消防団の方がとにか

くよく知っているし、行動力もあるということとははっきり分かっているわけやけど。連携という言葉はあるけど、宙に浮いていてね、そういうイメージを持っていますわ、それを意識しながらよろしく。

神防災局長 私から。確かに消防団と防災士、なかなかどうすみ分けて、分かりづらいというものもあるかと思いますが、まず、消防団は非常時の消防組織で、基本消火、それから救助、これが主たる業務であります。消火なんというのは当然防災士はできないところであります。

ただ、いざ事が起こったときに避難誘導をするとか、そういうときには当然消防団の方もやりますけれども、とても消防団の方だけでは対応ができない、市町村職員だけでも対応ができない。そういうことで、防災士を設けて、地域の人を巻き込んで、例えば、避難活動とか、住民の安全を確保するためのそういう防災士という仕組みを作りましょうということになっております。

連携ということになりますと、そういう避難誘導のときに一緒になってということで、ただ、いきなりそんなことをやっても、なかなかできませんので、常日頃から、例えば、地区の防災訓練のときに消防団、それから、防災士とかが一緒になって、誰がどう、いざとなったら対応するかというのを決めておくとか、そういう形で実際にやっていかないと、なかなか難しいことになる。そういう意味で、まだ十分ではないんですけど、今後、連携を深めていかなければいけないというふうには思っております。

末宗委員 その指揮命令系統が、どっちが上か分からんもんだから。現時点できないんじゃないかと。

原田委員長 整理するためにちょっとお聞きしますけど、防災士の資格を持っている方で登録していない方というのは結構いらっしゃるんですか、各市町村の登録。若しくは自治会との連携等の登録は。そのために連携がなかなか取りづらくなっているのかなと思った

んですが、いかがでしょうか。

田辺防災対策室長 防災士の資格を取得した方は当然、日本防災士機構というところで資格登録をいたしますが、その資格登録をした方が全て各市町村の防災担当の窓口、あるいは防災担当の課に全て連絡をして、私は防災士を取りましたということ連絡をいただいて、市町村が全て把握しているということがあるかということになると、そこまでいいません。

ですから、個人で資格を、例えば、取られた方とか、あるいは資格を持っていらっしやって県外から転居された方で、市町村が十分把握できていない方も中には当然いらっしやいます。今、大分県内で8千人強の防災士の登録数がございますけど、そのうち8割ぐらいが市町村の把握している数とお考えいただければいいかと思います。

原田委員長 分かりました。その辺の問題も若干あるのかもしれませんがね。これから連携を含めて取り組んでいくための対策というのを、その辺も是非御考慮いただければと思います。よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかに御質問、御意見ありませんか。

土居委員 今、消防団は火消しのみならず、行方不明者の捜索や認知症の方々などの徘徊の捜索など、活動が多岐にわたってきております。当然、水害時の防災に関してもそうです。大変求められるところが多いんですけども、県下の消防団の実情をちょっと調べてみると、やはり活動がなかなかできないような状況になってきている。これは当然ここで言うように人が少ないということもありますが、活動費も少なくなっているというんです。

例えば、自治会で割っていた消防費がどんどん減額されていっていると。消防団といえば酒飲む会やろうということで片づけられて、減額の対象になっているところなんです。そういう話をよく聞きます。

隣の佐賀県では、県民に消防団をもっとP

Rしようということで、県がテレビCMまで打って消防団活動はこういうものだといいところを県民にPRをしながら、県民の意識を高めようということもしております。そういうことも是非必要ではないかなと思っておりますので、佐賀県の取組なども参考にしながら、今後また考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

神志那消防保安室長 消防団員に誇りを持っていただいて、地域住民の皆さんから消防団活動を支援していただくということは大変重要なことだと思っております、4月号の新時代おおいにも消防団の活動等について掲載をさせていただきましたし、来月号の新時代おおいにつきましても、消防団、この地域消防アドバイザーの育成等につきましても広報させていただくことといたしております。

また、引き続き消防団応援の店の事業を推奨することで地域の皆様方に消防団の必要性だとか、支援だとか、そういったところの機運の醸成にも努めてまいりたいと考えております。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

衛藤副委員長 地元の消防団の方から、市役所や県庁に勤めている人間が全然入っていないんじゃないと言われるんですけども、実際はどれぐらい、県庁だったら職員さんが4千人ぐらいいると思うんですけど、そのうちのどれぐらいが消防団に入られているんでしょうか。

数は別途でもいいんですけど、多分少ない、感覚的には確かに非常に少ないのかなと思うんですよ。少ないのも私は理由があると思っております、今の会社勤めをされている方であったりとかも少ないわけで、やっぱりそういった方の働き方というか、ライフサイクルと消防団活動が合っていない、今の消防団活動が合っていない部分もあるのかなと思っておりますし、そこに合うやり方というものもこれからは考えていく必要があるのかなと同時に思うわけですので、その点、そういったところの御検討であったりとか、実態というのはどの

ようになっているんでしょうか。

原田委員長 消防団員の確保にも関わってきますけど、お答えできますか。

神志那消防保安室長 人口減少とともに消防団員の確保が大変厳しくなっている現状でございますけれども、今御指摘の点につきましても、十分情報収集しながら対処していきたいと考えております。（「分かりました。よろしくをお願いします」と言う者あり）

原田委員長 これからまたいろんな具体的なアイデアが必要になるようですね。是非また御検討いただければと思います。

ほかに御質問ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 委員外議員の皆さん方よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで、県内調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①と②の報告をお願いいたします。

神防災局長 それでは、まず私から豊後大野市朝地町綿田地区の地すべりについて報告させていただきます。

委員会資料の3ページ、それからカラーの写真資料がございますけれども、こちらの2ページを併せて御覧ください。

まず1の災害の概況でございます。上から二つ目の丸にございますけど、これがいつ起こったのかは実は分かっておりません。分かったのは5月16日に住民の方から、敷地に地割れが出ているという報告がされて、そこから動き出しているところでございます。それからこの航空写真を見ていただきますと、赤線で囲まれたエリアがあります。この赤線が何かというと、災害対策基本法に基づき設定された警戒区域でございます。要は立ち入りが禁止されているとか行為が制限される、そういうところでもあります。

それから写真の上の方、③と書いてある辺

りです、ここ辺りが一番地割れがひどいところで、東西約250m、南北約400mの範囲で土塊が南西方向ですから、図でいうと左下方向に移動しています。

次に、委員会資料の2避難勧告等の状況ですけれども、現在、豊後大野市から、計9世帯17名に避難勧告が発令されており、現在も、地区公民館や市営住宅、親族宅等に避難されております。航空写真の赤い四角で囲われたところが避難された世帯の住居でございます。左上に2軒、下の方に4軒、数字の3、4と書いているところに3軒、合わせて9世帯が今避難をされているところでございます。

それからまた資料の方ですけれども、3のこれまでの対応状況です。

地すべり拡大への対応ですが、県はこれまで地割れが覚知されまして、地すべりの動きを緩和するため、監視・観測体制の強化に努めながら、水抜きボーリング工事などの応急対策を行ってきました。

一時期に比べ、動きが落ち着いてきましたので、先週から区域内のボーリング工事調査に着手しているところでございます。

それから(2)営農への対応では、豊肥振興局に農業者の相談窓口を設置、あるいは運転資金や水田等の復旧経費に係る県特定災害対策緊急資金、これは原則無利子となっておりますが、これを準備しているところでございます。

(3)避難者への対応でございます。市と連携協力しながら綿田地区の公民館に3人の方が避難されていらっしゃるんですが、ダンボールベッド、パーティションの提供・設置を行いました。それから市と協力しまして、この公民館に簡易シャワーと洗濯機を設置いたしました。加えて県保健師と市保健師との合同チームによる避難者等への巡回訪問を6月19日から実施しているところでございます。

(4)その他の対応ですけれども、5月20日に本庁で災害対策連絡室、豊肥振興局に地区災害対策連絡室を設置して情報収集、あるいは豊後大野市といろいろと情報交換等を行

っているところであります。それからまた、市が定期的に対策会議を開催していますけれども、これに防災局や土木事務所、振興局の職員を出席させ、応急対策や避難者の状況などについての情報共有や市の対応に係る助言を行っているところでございます。

次に、4今後の対応でございます。

まず、(1)地すべり対策ですが、今後水位計等の観測を行い、専門家の助言を得ながら、地すべりのメカニズムを明らかにしていきます。

また、現場の状況を注視しながら、国から採択を受けました災害関連緊急地すべり対策事業による工事を行ってまいります。

写真資料の一番最後、4ページを御覧ください。3段に分けて図がありますが、2段目の集水井工というのがございます。これが国の緊急対策工事の一つですが、要は地すべりが起こっている区域で比較的深い地下水の水位、あるいは水圧が高い場所に直径3メートルの井戸を7か所ほど設置いたします。その井戸にパイプを横に通しまして、井戸をとおして水を排水する工事であります。とにかく地すべりの動きを止めるために、水を抜くというのが一つ重要なことかと思われまので、まず水を抜くということです。ただ、これで完全に止まるわけではございません。動きを緩やかにするというので、これを抑制工と言っております。これが第1弾の工事でございます。

それから、その結果を踏まえて調査をし、分析をし、設計をすることになりますが、その下に鋼管杭工というのがございますけれども、要は上の集井工で井戸を入れて、井戸の7か所の水の溜まる量が多いほどやはり地下水が多い、そこが動いていることが分かりますので、そのポイントを見極めて実際に杭を打ち込む、地盤に杭を打ち込んで、物理的なものですが、これで動きを止めよう。これがある意味完全に動きを止めるということで、抑止工と言われているものでございます。

この工事で地すべり対策の工事としては、

今考える範囲で終わりということでございまして、基本的にこの工事の完了が、平成31年3月までを見込んでいます。

それからまた、資料に戻っていただきまして、4の(2)に営農継続というものがございしますが、先に申し上げました地すべり対策工事の進捗状況を見ながら、耕作再開を念頭におき、農地の形状などを検討し、今後対策を進めることにしています。

最後のその他でございすけども、カラーの資料の2ページに戻りますけども、左上に赤い四角で囲った場所が二つあると思います。それから左下の方に4棟あると思います。合わせてこの6世帯については、これまでの調査の結果、今回の地すべりに伴う直接的な影響がないと分かっていますので、なるべく早く御自宅に帰れるように、迂回路の整備など住民の安全対策を確実に行った上で、できるだけ早く自宅中心の生活ができるように、今、市と協議している状況でございす。

それから、つい先日、6月20日に発生しました地震でございすけども、この地震による地すべりへの影響は特段ありませんでした。

山崎自然保護推進室長 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録決定について御報告いたします。

資料4ページをお開きください。

6月14日、パリのユネスコ本部におきまして、正式にユネスコエコパークとして登録が決定されました。17日には大分、宮崎両県推進協議会を開催し、登録の喜びを分かち合ったところです。今後は、大分・宮崎両県を統一した新しい協議会を立ち上げ、事業に取り組んでいくこととしております。

資料の右側に今年度の主な取組を掲載しています。

一つ目の取組ですが、貴重な生態系の持続的な保全ですけども、自然環境保全のための学術調査、生態系保全のための啓発などを予定しています。

二つ目の取組、学術的研究や調査・研修への支援では、情報発信として解説冊子やホームページの作成、子ども達が自然と触れ合う学習機会の提供などを予定しています。

三つ目の取組ですが、自然と共生した持続可能な発展です。現在、ロゴマークを募集するとともに、啓発グッズを作成中です。また、キャニオニングなどのエコツーリズムガイドの養成、登山道やキャンプ場などの施設整備、エコパークブランドを活用するための情報収集などに取り組んでまいります。

このような取組を通じて、この地域が豊かな自然と人間社会の共生の世界的なモデルとして認知されるよう、引き続き地元3市及び宮崎県としっかり連携して進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

原田委員長 以上で、①と②の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

守永委員 綿田の地すべりの関係で、地元の森議員なんかとちょっと話をしたときに、この河川が地すべりによって圧迫されて水が溜まってしまったときに、その下流域に水が行き届かなくなる、そういった水田地帯もありますので、そういったことも心配されるんだという話が出ていました。

そういう状況に至った場合の対応策とか検討はどのようになっているのかという部分と、下流域の方々に対して、今現状どうなっているという説明がやはりされるべきだと思うんですけども、それについてはどうなっているのかお聞かせください。

田辺防災対策室長 下流域の水田耕作者への水の関係でございす、農業の分野になりますけれども、地元の水利組合と振興局、それから市の農業担当と協議を行いまして、下流域に対する水の供給については仮設の水路等を配置しまして、水の供給を行っているところであります。

また、今後、その水路等が地割れの地すべりの進行によって壊れたり、また、水が行か

なくなったりという可能性もありますので、その際には更に仮設の水路をまた準備するというようなことも併せて検討しているということでございます。

それから2点目、地区住民の方への御説明という点でございますけれども、これは市の農業担当、もちろん県の振興局も含めて、こちらの地区で耕作している農業者に関しては、会議を3回以上、説明会を行ってございまして、今の現状、それから耕作についての支援等も十分説明をさせていただいているというところでございます。

守永委員 仮設の水路は今設置されているという状況と聞き取ったんですけれども、どのような水路が仮設されているのかはこの図面に関わるところでどこか分かるのがありますかね。

田辺防災対策室長 すみません、私の言い方が少し悪かったですけど、仮設の水路を今設置しているという状況ではなくて、水の確保は今の段階ではできているということです。今後、今確保できている水が、今通っている水管等がまた壊れる可能性もありますので、その場合には更に仮設水路の設置検討等を併せて行っているということでございます。申し訳ございませんでした。

原田委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 委員外議員の皆さんありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次の③と④の報告をお願いいたします。

後藤県民生活・男女共同参画課長 大分県犯罪被害者等支援条例、仮称でございますが、その制定に係る検討状況について御報告いたします。

本件につきましては、平成28年第3回定例会にて、犯罪被害者等に関する条例制定を求める請願が採択され、その処理結果を第4回定例会において報告いたしました。

その後、関係機関を通じて被害者の声の把握に努めるとともに、被害者遺族や医師、弁

護士、支援者などで構成する有識者会議を立ち上げまして、条例づくりに向けた幅広い意見を求めるなど、警察本部と連携し検討作業を進めてまいりました。

今回、条例案の骨子がまとまりましたので、御報告いたします。

なお、被害者からは「県民に被害者の状況や心情が理解されていない」、「報道機関の取材時における配慮が不足している」と言った声が、また、有識者会議では「犯罪による直接的被害にとどまらず、被害後に被る精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失等の2次的被害も条例に盛り込んでほしい」、「経済的支援として加害者に対する損害賠償請求金の立替支援金制度を設けてほしい」、「市町村職員等支援に携わる職員の研修が必要」などの意見を頂いたところでございます。

資料5ページをお開きください。

条例の骨子でございます。1条例の概要にありますように、そのポイントは、基本理念、責務及び役割、連携体制、基本的施策でございます。

まず基本理念では、尊厳にふさわしい処遇の保障や、犯罪等により受けた被害及び2次的被害の状況等、個々の事情に応じた適切な支援の提供など、被害者支援に係る四つの基本理念を明示することといたします。

責務及び役割では、県、県民・事業者、民間支援団体の責務とともに、市町村の役割等を定めまして、またこの②にあります県民・事業者の責務におきましては、犯罪被害者等の置かれている状況の理解と併せまして2次的被害が生じないよう十分な配慮をする旨を規定したいと考えております。

次に、連携体制では国、県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が連携し、相互に協力して支援を行っていくための体制整備を明示することで、行政・県民一体となった被害者支援を推進することといたします。

最後に基本的施策でございますが、相談及び情報の提供等、また経済的負担の軽減など10の項目を掲げ、その施策を講じることを

明示することといたします。

2 制定までのスケジュールでございます。本委員会での報告後、8月に再度、有識者会議で御意見を頂き、次回の当委員会にて条例素案を報告させていただきます。

その後、パブリックコメントを実施し、本年第4回定例会にて条例案を上程の上、御審議いただく予定としております。

牧防災危機管理課長 大分県地域防災計画の修正について御説明申し上げます。

資料の6ページをお開き願います。

先般6月9日に大分県防災会議を開催いたしましたして、大分県地域防災計画の修正案が承認されましたので、その概要について御報告いたします。

今回の修正の背景としまして、3点あります。

まず、熊本地震の検証結果を踏まえた修正、次に、一昨年7月以降における、国の防災基本計画などの修正内容を踏まえた修正、最後に県の防災関連計画の策定を踏まえた修正でございます。

主な修正項目の(1)平成28年度熊本地震の検証結果を踏まえた修正では、まず、災害情報として、特に、甚大な災害により機能が低下した市町村の初期の情報収集や、人が立ち入ることが困難な現場などの被災状況の把握、外国人に対して必要な支援が十分に行えなかった現状から、必要な情報の迅速な収集や被災市町村への災害時緊急支援隊の派遣、SNSや無人飛行機ドローンを活用した災害情報等の収集・把握、県庁内に災害時多言語情報センターを設置し、英語、中国語、韓国語などによる災害情報の発信等を盛り込んでおります。

次に、被災者支援として、避難所の運営では、運営主体の明確化を図るとともに、避難者の健康管理やプライバシー確保の重要性、避難行動要支援者ごとの計画の策定、災害ボランティアとのマッチング、被災者台帳の整備等に課題があったことから、避難所運営マニュアル策定のための基本指針を改訂いたし

まして、市町村の避難所マニュアルの策定支援を行います。また、保健師等による巡回指導等の強化・充実、避難行動要支援者の個別計画作成の推進、被災者ニーズを効率的に調査・集計し災害ボランティアとつなぐ仕組みの構築、被災者台帳システムの導入検討を盛り込んでいるところでございます。

次に、支援物資については、震災等により物資集積拠点が利用できなくなることの想定や支援物資の円滑な在庫管理業務に課題があることから、九州各県や市町村が保有する施設の相互利用や県内外の民間倉庫の利用を検討してまいります。また、災害時の連携が円滑に行えるよう、輸送業や倉庫業などの民間事業者との応援協定の締結を推進することとしています。

続きまして、7ページをお開き願います。

(2) 国の防災基本計画等の修正を踏まえた修正でございます。

国におきましても、熊本地震を踏まえ、修正を行っているところです。例として一つ目の市町村等への支援の充実では、国の防災基本計画に、職員を派遣する場合において、被災地域の特性等を考慮した職員の選定に努めると規定されたことから、県の地域防災計画にも同様に反映しているところでございます。これについては、県においては、あらかじめ編成している災害時緊急支援隊の職員は、出身地やこれまでの赴任地などを考慮して選定しているところでございます。

次に、その下の避難準備情報等の名称変更でございます。

これは、昨年の台風第10号により岩手県の高齢者グループホームの入居者が、川の氾濫により命を落とした災害を契機に、高齢者が避難を開始する段階であることを明確にするため、これまでの避難準備情報を避難準備・高齢者等避難開始に名称を変更するものでございます。

続きまして、平成26年の長野・岐阜県境の御嶽山で発生した災害を受け、活動火山対策特別措置法が改正されたところでございま

す。今回、情報収集・伝達方法や市町村における避難場所等の指定、近隣市町村との避難者の受入れに係る避難所の確保などの内容について反映させたところでございます。

その他、(3) 県の各種計画策定など、防災関連施策等を踏まえた修正も行っているところでございます。

今後は、訓練等を通して地域防災計画の実行性を確保してまいります。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見を受けたと思います。

末宗委員 最後の防災で聞く前に、組織は知事が本部長かな。ちょっと組織だけ教えて。

神防災局長 災害対策本部の本部長は知事でございます。副本部長が副知事と県警本部長となっております。それからあと、対策部がいろいろあって各部長がそこを占めているということになっております。

末宗委員 副が、県警本部長と。

神防災局長 副知事です。

それから、総合調整室というのがあります。ここが情報収集とか、情報に基づいて分析してどういうふうに対応するかを考える防災局を中心にした総合調整室というのがまずあります。そこが中心になって回していくところですよ。

それから、例えば、物資であれば商工労働部が中心になる支援物資部とか、それから、福祉を中心にした福祉保健医療部とか、そういう組織形態になっております。

末宗委員 防災局ができるまでは、確か生活環境部長が主な役割をしていたよね。今、そこら辺りはなくなっているの、どうなっているの。

神防災局長 以前は生活環境部長に、いろいろと役割あったんですけども、今は生活環境部長は被災者救援部というのがあります、避難所に避難した方の支援とかですね。それからあと、外国人に対する支援も新しく盛り込んだんですけども、そこの一番責任者ということになっております。

末宗委員 災害が起きた場合に直接指示を出

すのは、そんなら知事になるわけ。知事が直接もう、部の中で優劣はなくなっているわけ。

神防災局長 災害が起こった場合、最終的な責任者は知事で本部長でございます。ただ、実務的に知事が全部を把握して、ここをこうというわけにはいきませんので、先ほど言いました総合調整室を設けてまして、その総合調整室の室長は危機管理監が務めます。いろんな情報があつて、状況を判断しながら、具体的に指示を出すというのは総合調整室長が行うという流れになっております。

末宗委員 言いたいのは、危機管理監でも何でもいいんだけど、要するに災害が起きたら、一つは民生の方があつるよね、伝染病から何から、食事から何から、避難所から何から全て。それともう一つは、例えば、道路が崩れたり、海岸港湾崩れたりのインフラの災害やね、この二つから成り立ちよるからね、この二つがうまく、僕は分県大の組織は恐らく機能せんじやろうと見ちよる、諦めちよるんです。そういう感想でございすが。

神防災局長 割合そういう悲観的に、そうならないようにですね、万全を期して組織を、それから日々の、こういうことが起こったときどうすればいいかというのを日々見直しをしているというのは、確かに社会基盤の、要するに道路、港湾とか河川とかいうのは、さっき述べましたように、社会基盤対策部というセクションを置いて、そこを道路とか河川とか、そして、この状況とかケアは土木建築部が中心にやっている。もちろん、国交省なんかも来ますけれども、その役割がちゃんと決まっています。それから、伝染病とかは福祉保健部、要するに福祉保健医療部というのが対策部の中にあるんですけども、そこが中心になって、また国の機関等と連携しながら対応すると、きちんとどういうことが起きたから、どこが責任を持ってやるというふうな作りにはなっております。（「頑張ってください」と言う者あり）

土居委員 防災計画の修正についてですが、支援物資の項目で、輸送業や倉庫業などの民

間事業者との応援協定を締結する、これを進めていきたいとあります。今回の熊本地震では、竹田もそうでしたけれども、由布市などでは福祉避難所で締結していたところがほとんど機能していないという実情がございました。簡単に締結するんですけれども、実際自分のところの継続で精一杯やというようなところが見受けられましたので、これ、協定が進む上で協定内容をしっかり深めて、できることをしっかりとやるという協定を結んでいっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

牧防災危機管理課長 貴重な提案ありがとうございます。民間事業者の協定については、既に結んでいるところもありますし、実は来週、民間事業者の倉庫業とか、または国の機関とか、そういったところを呼んで会合を開いて、どういったやり方をすれば一番いいのかどうかという話し合いを行いまして、今後、そういったものを連携を図りながら行っていきたいと考えております。

原田委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 委員外議員の皆さん方よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

衛藤副委員長 この後、おにぎり温故知新でちょっと関係するんですけれども、先日、一般質問で食文化についてやらせていただきまして、企画振興かなと思ったら、直前で生活環境ですというお話があったんですけれども、今日、綿田米が食べられるということなんですけれども、県内で県産米、いろいろと県内の各食事が、例えば学校給食であったりとか、工場の給食であったりとか、会社の給食であったりとか、医療福祉関係の給食であったりとか、そういったところでお米を使っているところがたくさんあると思いますし、そこに向けてやっぱり県産米を優先的に使ってくだ

さいといった働きかけが必要になってくるかと思えます。現状行われていないんじゃないかというお話も伺うんですけれども、どうなっているのか、またそれについて今後どうしていこうと思われているのか。

佐伯食品・生活衛生課長 私どもが全庁を挙げて食育に取り組んでおりますが、その中で事務局を担当させていただいております。

学校給食につきましては、教育庁で県産米の消費拡大という形で取り組んでおりますが、11月を中心に地産地消月間という形でお米に限らず、ほかの野菜等々についてもできるだけ県産のものを使おうという取組をしております。徐々に拡大をさせていこうという取組をしておりますけれども、常時、供給とか、いろいろ値段の関係とかありまして、完全なものにはまだなっていないと見ております。そしてあと、企業等々についてはまだ私どもからなかなか一般企業には働きかけができていないというところがございますので、今の委員の御意見も踏まえて、また全庁的な農林水産部等々とも協議しながら、そういった取組を進めていければなと思っています。

衛藤副委員長 そもそもまだ企業にも伝えていないというところがあると思いますので、言うのはただですし、積極的に是非企業、特に大分市なんかは工場群を抱えていますし、医療福祉の施設関係なんかも相当使っていますので、そういったところへの働きかけを是非よろしく願いいたします。

原田委員長 ほかにありますでしょうか。

神志那消防保安室長 先ほど衛藤副委員長から質問がございました県内消防団員における県職員及び市町村職員の人数等でございますが、県職員は28年4月現在で147人、消防団員におけるところの割合は1%でございます。市町村職員におきましては、1,583人、県内全体での占める割合は10.3%となっております。また、県職員数における消防団員数の割合につきましては約4%となっております。

衛藤副委員長 やっぱりそういう形で、パー

センテージにすると本当に低い数字になっていると思います。繰り返しになるんですけど、やっぱり今のライフスタイルと合っていない部分があると思う、会社勤めとか企業勤め、勤めながら難しい部分があると思うので、そういった検討はやっぱり早急に進めていただくべきじゃないのかなと思ひまして。

神志那消防保安室長 今、御指摘をいただいた点も踏まえまして、消防団員を一人でも多く確保できるように検討を重ねてまいりたいと思います。

原田委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。再開については、事務局と相談してお知らせします。

このあと、食育の推進と来年度本県で開催予定の第13回食育推進全国大会の周知を目的としたイベント、「おにぎり温故知新」を開催いたしますので、第5委員会室に移動をお願いします。

12時15分休憩

13時15分再開

原田委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。大変遅れて申し訳ありませんでした。

これより、病院局関係の審査を行います。

執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

田代病院局長 まず初めに、先般実施されました県内所管事務調査のお礼を申し上げます。原田委員長始め、委員の皆様方には、御多忙の中にもかかわらず、5月23日に調査に来ていただきまして、医療機関の連携について、あるいはドクターヘリ利用状況について等々貴重な御意見、御指導を頂きまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂きました御意見については真摯に受け止め、今後とも県立病院として、

県民の皆様のご信頼に応えることができる病院となりますよう、皆で努力してまいりたいと思っております。

引き続き委員の皆様方には御助言、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、諸般の報告につきましては、次長から行います。よろしく申し上げます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、私から説明をさせていただきます。

最初に資料の説明をいたします。本日、病院局の説明は、こちらの福祉保健生活環境委員会資料でさせていただきます。併せまして、お手元に病院の概況をお配りいたしております。これにつきましては、先般の所管事務調査のときに、コピーしたのを見ていただきながら御説明いたしました。本日、正式に印刷物が出来上がりましたのでお配りさせていただきます。この資料につきましては、先般御説明いたしましたので、本日は割愛させていただきます。

それでは、報第6号平成28年度大分県病院事業会計予算繰越計算書について御説明します。議案書は70ページになりますが、先ほどの資料により、本日は御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

初めに、資料の表の下にありますとおり、地方公営企業法第26条第1項では、予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができるものと規定されており、第3項に前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を議会に報告しなければならないとされており、本定例会において、御報告するものでございます。

それでは表の中を御覧ください。

上段、1県立病院精神医療センター整備事

業です。

翌年度繰越額は450万7,920円で、財源は、全額一般会計からの補助金です。本事業は、県立病院精神医療センターの整備を行うものですが、測量調査等に当たり、土地利用に関する関係機関との協議や手続きなどに不測の日数を要したため、測量調査・土地造成設計についての予算を繰り越したものでございます。

事業期間は、平成30年3月までを予定しております。

次に、2結核医療体制強化事業です。

翌年度繰越額は2,084万4千円で、財源は全額一般会計からの補助金でございます。

本事業は、県立病院の大規模改修工事に合わせ、結核合併患者に対応可能な病床の整備を行うものですが、当初予定いたしました配管位置の変更に伴い、レイアウトの変更や特殊ユニットバスの製作等に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。事業期間は、今月末までを予定しています。

原田委員長 このユニットバスというのは、この間見学させていただいたものですね。（「はい、そうです。」という者あり）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見がありましたらお願いします。

末宗委員 1点だけ。県立病院の精神医療センターの繰越しなんだけど、これね、繰越しの理由を書いているんだけど、この理由じゃなくて、本当は最初から来年の3月じゃったんじゃないかと思うんよ。予算が債務負担じゃできんから繰り越しただけじゃないかなというような気がする。その下は3か月しか延ばしちょらんし。実態はどっちなの、あんまり問わんから。実態は。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 2は先般見ていただきましたように、工事が進捗しながら、ユニットバスの製作が遅れたために今月末には完成いたします。1は年度途中に用地を今後買収、追加して広げなくてはならないということが基本設計を行う段階で分

かってまいりまして、そういった中で地元で説明したり、いろんな関係機関等の協議する中で実際に年度内にやる部分が全部進まなかったということでございます。

今回予算を、用地買収に関しては今年度の補正でまたお願いすることになりますが、そういった問題が新たに発生したということで、地元の協議が少し時間かかったというのが実情でございます。

末宗委員 そこら辺りがよう分からん。僕はだからね、本当のところは最初は6か月できるものが、来年の3月まで1の年間、今度延ばすのは1年間じゃけね。行政の在り方というのはこんなものなんだろうけど、本当のところを教えないというやり方だね。

いや、おたくたち思わん、最初6か月で予算を組んで、それを今度は延ばすときに1年間というのはまともな世界じゃないわね。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 6か月というのは。

末宗委員 28年の10月から3月だから。
羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 先ほど言いましたように、土地が不足するために新たに今から用地交渉をしていかなくはなりません。その用地交渉が補正予算でお願いして用地買収費をお願いするところから今度実際に用地交渉が始まります。承諾を得た段階で測量とかいろんなこともまた新たにやっけていかなくちゃいけないということで、併せて今年度一杯をお願いしたいということでございます。

末宗委員 用地交渉はできているの、できていないの。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 事前の説明をいたしまして、地権者の方には理解を得ております。まだ用地交渉は予算もついていませんで、実際には実施しておりません。

末宗委員 ちょっと待つて。予算ついてないって、予算繰り越しているんじゃないの。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 用地費の予算をまだ予算に立てていないと。

末宗委員 いや、だから、この予算は用地は関係ないじゃないか。説明要らないじゃない。用地取得は要らんじゃろう。だから、実態と違うんじゃないかなと僕は言いよるんや。

原田委員長 これは測量調査費ですか。

末宗委員 そしたら用地交渉関係ないじゃない。

原田委員長 用地交渉というか、これから取得しようとする用地の測量を行うと。

末宗委員 いやいや、関係ないじゃない、交渉費は。

守永委員 それも含めた。

末宗委員 含めた、含めていないで、どっちが本当なの。

守永委員 用地を取得した後に、新たにそれを含めて、その土地も含めて設計を組むんじゃないですか。

末宗委員 じゃけん、今は何。

守永委員 その設計の部分が。

末宗委員 うん、設計じゃろう。用地費じゃないじゃろう、これは。用地費の話をしよる。

原田委員長 用地費は補正で出てくるということですね、9月の補正でお願いしたいということ。

末宗委員 いや、要はね、事前了解もできているんだろうけど、1年延ばすのを、予算の理屈もこっちも分かるからいいけど、嘘から嘘を聞かされるとね、もうやっぱり心がうずくんや、やっぱり。

原田委員長 末宗委員、嘘から嘘というのは失礼だというふうに思います。僕らはきちんと受け止めましたし。

末宗委員 いや、答えないじゃない。

原田委員長 今、羽田野次長はきちんと答弁されて、私は納得しました。

末宗委員 そんなら僕がもう1回聞くわ。そこまで委員長が言うならね、半年でできると思って全て完了すると、そんならこれ1年間の工程表を教えてよ、どんなふうに毎日やっていくんか、委員長がそんなふうに言うなら。半年でできる工程表と1年間の工程表を今出して、きちっとやって、ちょっと見せて頂戴

よ。そんなへ理屈言うなら。

原田委員長 ちょっと待ってください。それは私に対する……

末宗委員 そうそう、そうそう。

原田委員長 違います。それは今から、相手先があるからこそ、協議の時間が掛かると……

末宗委員 いや、僕は向こうに聞いちよるんじゃ。委員長が答弁するな。

原田委員長 今、委員に私ですかと言ったら、そうと言ったから言ったんですよ。

末宗委員 いや、委員長が言ったからよ。

原田委員長 はい。だからですよ。

末宗委員 自分は真面目に答えちよると思うと言うたから、僕は委員長に対してそう言うから、そう聞いたわけや。

原田委員長 今そのスケジュールというのは、1年間のスケジュールというのは説明できますか。

長野総務企画監 当初、土地を買わんでもできるんじゃないかという半年の見込みで実施予定を立てていたんですけど、実際に基本設計で、どうしても途中やっぱり購入した方が十分余裕ができていいスペースができるということで土地の購入ということになったので、その中で組んでいた、特に土地造成設計、その部分についてが、やはり用地を購入した上でする必要があるということで、ここは1年間延ばしているという事情になっています。

原田委員長 今スケジュールは……

末宗委員 いや、そういうこと言うなら僕も副議長として、説明を受けたのは9月よ、10月の前や。そのときにはもうスケジュールも全部組んでいたよ。そういうスケジュールを組んでやっていた話よ。草野部長が僕のところに来て説明していたよ。

長野総務企画監 購入で。

末宗委員 うん。購入の図面も見せて。図面も持ってきたよ。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 福祉保健部長と説明に私も参りました。

末宗委員 9月やろうが。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 ええ。そのときに土地の購入の可能性があるということで御説明をさせていただきました。

実施設計をする上で、建物がどうしても今の敷地内には入らないので。ただし今後、それについては来年度お願いしますということで、当初お願いしたと私は記憶しております。土地の取得が来年度になるので、その中で地元との協議を進めていく中、それともう一つは、都市計画の変更等もろもろありまして、それをやる中で、どうしても全ての事業が完結することができないということで、土地の取得時期に合わせた関係で1年間延びたということで私どもはお願いしています。

末宗委員 いや、だから、半年で最初できる予定だったスケジュールとどこがずれたかを。半年のスケジュール表が有るやろうから。当然ないとできないやろうから、何が延びたかわからないじゃない。そして、土地はもう話はついているんだから。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 当初、昨年度御説明したときにはまだ地元には何も話をしていない……

末宗委員 その話は今はついているんじゃないから。1年間今からかかるんだから。どこが延びたか、中身を。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 延びたのは土地の交渉を正式にするのが9月以降に議会にお願いして、予算を立ててそれからになると。

末宗委員 ちょっと待って。それは今度の予算と関係ないやろう、土地の予算は。今言っているのは、基本設計、実施調査、測量調査、土地造成設計じゃない。この分でその金がついているんじゃない。その分は土地の売買と関係ないじゃない、今の予算は。

原田委員長 次長、ちょっと整理しますけど、来年3月までのこれからスケジュールはどういうふうに考えているか、ちょっと説明願えますか。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 私どもが今年度行う予定にしているのは、先ほど

言いました用地交渉と、それから都市計画の変更手続で、そういう中で、そういうものを整理した中で造成工事の設計をしていくという流れになっております。

まず、都市計画の変更の認可申請を現在行っておりますが、その都市計画の認可ができるのが10月の予定で今……

末宗委員 だからね、ちょっと今聞いてもいいけどね、矛盾しているから。

原田委員長 すみません、最後まで。ちょっと委員やめてください。スケジュールを最後までお願いします。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 10月までということでしたいま進めております。

もう一つ課題として出てきたのが、土地を広げることによって、そこに里道と水路があります。今、民地と県立病院の間にいわゆる里道水路がございます。その里道水路の付け替えの申請を市にしていかなければなりません。その手続が少し時間がかかってくるのと、市の受け付ける整理としては、その土地が県立病院の土地になったときに里道水路の付け替えの協議ができるということになっております。そういうことが新たに発生したために土地購入といろんな申請が関わってきて延びてきたということになります。

末宗委員 だからね、土地の購入費とか、そういう協議機関との協議とか、そういうもろもろがあるわけやろう。それと設計というのが同時に並行して進んでいくわけやろう、現実には。恐らく現実には並行に進まないで、設計だけ作り上げたいといったってできないわけやから。それを設計費で今上げてって土地の話ばかりするから話ができないんよ。とりあえず、去年は設計費だけ上げて、今年になって予算がとれないととかないから、今こういう状態と言えれば分かるけど、そうじゃなくて、これはこれでと言うから、そんなら去年3月までの工程を出してもらおうと言うけど、今年の3月までにできるめどは一つもなかったということや。財政課の予算の付け方がおかしいということや。財政課長をここに呼ん

でみて、分かる。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 昨年度の予算を立てた段階では、土地購入というものはありませんでしたから、そのスケジュールが全くなかったわけです。基本設計をやる段階で土地が足りないので、新たに土地を広げましょうということになったので、昨年度の、28年度の予算を立てる段階では土地を取得するという想定がなかったものですから、年度内に設計が終わるといふふうに計画を立てておりました。

末宗委員 用地が足るとか足らんとかというのは一番基よ、建物を建てる場合の。基本設計が始まってから分かったとかいう話じゃないと思うよ。去年の9月に草野部長が僕のところに来て説明しているのに、それが基本設計を始めてから分かったとかいう、そういう矛盾した話をするのかな。いつまでたっても。もう最初からある程度分かって、来年は土地を買うからと9月時点で僕に言うているじゃない。それが基本設計を始めてから始めたよ、基本設計いつ頃の話、それは。基本設計が出来上がって言うてきたのは。何月か知らんけど、今年の話じゃないんだから。基本設計がある程度進んでいく段は。いつ発注して、そして入札にしちよるのか知らんけど。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 資料に、繰越理由等の事業概要のところセンターの整備に行うものの下に基本設計等ということを入れております。ですから、28年度の中で基本設計の予算を立てておりました。基本設計の……

末宗委員 さっき言うた入札日とかそういうのを教えてよ。基本設計の入札日と工期を。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 今私の持っているスケジュールでは、11月から3月までが基本設計の期間に設定しております。すみません、日にちまでちょっと今手元にございませぬので。

末宗委員 出来上がっちゃるんじやろう。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 ですから、基本設計を進める中の段階で病室を何

床作って、どういう形にするとういう広さの建物になるので、土地が足りないという。当初……

末宗委員 そんなら去年9月、部長が来たのは何かや。嘘から嘘んじょう部長に言わすんのか。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 いや、そのとき私も一緒に説明をさせていただいております。

末宗委員 9月に来て、用地が足らなくて分かってちよるじゃない。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 いや、だから、当初は私どもの県立病院の現在の土地の中でやるということによって予算を立てて進めて……

末宗委員 予算が通る前に、土地が足らなくて言っちゃるんじやら、草野が。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 今お話ししているのは28年度の予算の繰越しなので、その28年度予算を立てたのは……

末宗委員 もう何遍やりよるか分からんけど、28年の9月に草野が来て、用地が足らんから、これを取っていただきますからという説明に来たじゃない。そして、もうその時点で土地が足らんことが分かって、これ土地を買う方向でお願いしたいんだけど言うたけん、こっちも返事しちよるじゃない。それが基本設計の話は今からするかえ、11月に入札があった話から3月までの話を。用地が足らんことは9月時点で分かって、こっちにまで、議会には議長、副議長には説明来ちよるのに。

長野総務企画監 可能性の話として、福祉保健部長とすれば、まだその土地を購入するというのは決定してなかったんですけど……

末宗委員 いや、決定、買うて言ってた。

長野総務企画監 買うて聞いて。

末宗委員 うん。

長野総務企画監 それは前後がこう……

末宗委員 いや、買うて言うて来たっちゃ。

長野総務企画監 そう言われると……

末宗委員 もう100%じゃ。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 説明

に行ったときの内容は、こういうふうを考えるので、土地が、これから地元の人にも説明していかなくちゃならないので……

末宗委員 いや、俺に説明したのは、買いますからと言って来たやない。相談じゃないよ、買うからもう内々に御理解をとって来たやない。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 買いますという言い方か、ちょっと私も言葉を覚えておりませんけど。

末宗委員 いや、それは買いたいと言ったか、買いますと言ったか、買収すると言うたか知らんぞ、俺も。

衛藤副委員長 買いたいと買いますは違いますよね。

末宗委員 買うと言うた。要するに……

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 どうしても足りなくなるので、用地を取得したいというふうにお話をしたと思います。

末宗委員 違うよ。そういうことで議長、副議長に来ない。行政が説明に来るときは。ある程度決定した段階でそういう方向に行くからと言うて説明に来ている。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 委員言われるとおりでですけど、そのときは地元の方々に精神医療センターを建てるために、こういうことがありますのでという地元説明会をする、その前提として議長、副議長さんと、それから当時の常任委員の委員の方々に御説明に参りました。これから地元に対して説明をしますので、事前にお話をさせてくださいということで。

末宗委員 真実をそういうふうになじ曲げると、今の国会でもあるけど、真実をねじ曲げてそういうふうに言い張るんだけど、言い張るのが役人の特権かもわからんけどね、ねじ曲げて言い張るといっただけが役人で生きていく。例えば、局長、局長さんたちはお医者だけど、お医者も真実を、たまには曲げることもあるじゃろうけど、そんなに嘘から嘘の余命発表をしゃせんのだから、それはどう思う、局長。

衛藤副委員長 ちょっと待ってください。私も副委員長なので。これ委員会ですよ。委員長の指名なしで答弁、質問はしちゃいけないと思うんですけども、さっきから委員長お願いしますよ。

原田委員長 ありがとうございます。

ちょっとこの問題、もちろん報告でありますけど、やっぱり納得できない部分というのはきちんと納得させにやいけんと思いますので、その辺の経過を含めて、今疑義に思っているのは末宗委員だけです。いいですね、そういうふうに捉えて。直接もう説明していただくことでお願いしていいですか。

末宗委員 それはいいけどね、1つだけ。ねじ曲げて言い張るといっただけが役人の特権で、しょうがないかしらんけどね……

原田委員長 端から聞いていて、僕らはその場にいたわけじゃありませんから、言葉の使い方はよく分かりませんが、そのような思いがありますから、きちんとまた御説明をお願いして、この問題は終わりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

じゃ、ほかの件でどうぞ。

土居委員 県立病院の精神科医療センターの基本的な設計図を見せていただきました。そのときには残念ながら救急情報センターの部屋の位置が全く示されていませんでした。今後、これから福祉保健部との協議をしていきたいと思っておりますが、私は病院でしっかりと情報センターを持って、そこでトリアージしてというのが一番きれいな形だと思っております。是非そういう方向に導いていただきたいのと、県下それぞれの保健所を回って、これからの精神科の病院に何を期待するかというところを聞いたところ、やはり措置と合併症だけでなく、地域でそれぞれ対応できないケースもあるので、そこをフォローするような体制を築いてもらいたいということもございましたので、その辺も踏まえて今後検討をよろしくお願いいたします。

井上県立病院長 精神医療センターに関して

の御質問ですけれども、まず、情報センターの件は基本設計の段階でスペースを作るか作らないか相当議論しました。実際は病院の中だけで合意しても、結局、外の先生たちの話合いがうまくつかないと、そこはもう空振りに終わってしまいますので、そのこのところが見えた段階で確実にしようということに落ち着きましたので、実は会議室を少し余計にとっております。その部分をよみがえらせるということも可能かなというふうには思っていますので、議論の煮詰まり具合を注視していきたいなと個人的には考えているところです。委員の御指摘のとおり、一元化という形にできるだけ近づけられるのかどうか、これからの議論だろうと思っております。

土居委員 議会からもそういう意見を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

衛藤副委員長 先ほどの生活環境部の動物愛護センターでもちょっと申し上げたんですけれども、全部に通じると思うんです。この県立病院精神医療センターにしても、結核医療体制の強化事業にしても、一部の建設費というのは、最初の建設というのは出しているんですけれども、フローの部分、ランニングの部分というのが年間でどれぐらいの運営コストが掛かるのか、そういった部分はまだ見えていないし、説明の中でも伺っておりません。

例えば、年間の運営が2億円掛かると5億円掛かるのでは全然違うわけですし、そこで収支の部分もあると思います。その収支が全く見えないと、我々も判断のしようがないので、こういった部分はそういった全体像が見えるように御説明をしていただきたい。今、急に要望しても難しいと思っておりますので、こちらの方は後ほど資料の提出、若しくは御説明のほどを是非よろしくお願ひいたします。

井上県立病院長 すみません、土居委員の質問にも一つ答えていませんでしたので、よろしいでしょうか。

県立病院の役割ですけれども、その精神医

療センターのですね。委員がおっしゃったように、措置と身体合併ではなくて、むしろ本当に現場が困っているのはグレーゾーンなんですね。措置にはならないけど、一步手前みたいな、いわゆる保護に当たるような部分の夜間、それも休日、そのときの対応に困られているというのは十分受け止めております。その部分を県の精神センターがですね、県立の精神医療センターがどこまで担うか、担えるかというのは十分視野に入れております。現場は恐らくそこ。

措置はですね、今の輪番の先生方が頑張るとおっしゃっていますので、そこはもう我々は附属する部分というふうに理解して、できるだけそこを、どれだけ認められるのかと、これからそういうのを煮詰めていきたいと思っております。（「ありがとうございます。よろしくお願ひします」と言う者あり）

原田委員長 ほかにありますか。

守永委員 この県立病院精神医療センターの関係になるんですけれども、これまでいろんなこういうふうなことを考えると、計画を立てるとか、そういうことで報道を通して発表した際に、県民の方々から県立病院にどうということか聞いてみようということ電話がかかってきたのが何件かあるんじゃないかと思うんです。時間外にかかってきた場合に、代表電話を受け取った方が、とにかく細かく聞くわけにはいかない、聞いても答えられないので、救急につないだらいいという事例もあったように聞いています。

こういったことで問い合わせの方というのは、どうなるのか、いわゆる今困っていることじゃなくて、どういうふうになるかというのを聞こうと思って問い合わせるんだと思うので、電話を回されて救急にかかっても、答えられないということにもなってしまうので、是非今後様々な情報提供を県民の皆さんに行う場合に、本課とも話をさせていただいて、一般の方々からの問い合わせについてはこちらにと。例えば、県病の代表電話にかかってきたら、その代表電話をとった人からどの係

につなぐかというのをきちんと打ち合わせをする。もし本課と話がつけば、県庁の代表電話で問い合わせはこちらにというふうに案内をするとか、職場の方に混乱が生じないような対応をするべきじゃないかなと思いますので……

原田委員長 守永委員、それはこの繰越しに関わっている。

守永委員 いや、繰越しじゃないです、ごめんなさい。

原田委員長 じゃないよね。

守永委員 繰越しの質疑ではありませんでしたけれども、そういった対応もお願いしておきたいなど。

原田委員長 今の件についてはまた、病院の運営についての質問だと思いますので……

守永委員 この関係しかないですよ。

原田委員長 いや、今はこの繰越しの説明の部分の質疑をやっているんで、また後でその分に答弁いただきたいと思います。

ほかにこの繰越しについての御質問はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 もう一つ報告がありますので、事業会計決算についての報告をお願いします。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 平成28年度大分県病院事業会計決算の概要について、御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

決算の認定議案につきましては、次の第3回定例会に提案することとなりますが、例年決算の概要については、この第2回定例会の常任委員会において御報告させていただいておりますので、概要を説明させていただきます。

まず、平成28年度決算のポイントですが、県立病院の28年度決算は純損益で6億8,100万円の黒字、更に医業収支でも平成22年度以来6年ぶりに黒字になりました。

この主な要因について、下の収支の概略で御説明いたします。

収益面では、入院については、患者数、診療単価とも増加し対前年で4億4,500万

円の増額。外来については、患者数は減ったものの診療単価が増加し、3億1,800万円の増額となりました。一方、医業外収益では、27年度に累積欠損金を解消したことに伴い、一般会計負担金が1億7,900万円の減額となっています。

費用面では、職員の増や制度改正に伴う法定福利費の算定方法の変更等により、給与費が2億5千万円増加したことや、患者数の増加やがん化学療法等による高額薬品の増加等に伴い、材料費が3億5,100万円増加したことなどが主なものであります。

資料の3ページを御覧ください。

患者数、診療単価について、上の表に記載していますが、まず、入院患者につきましては、患者数が前年度より4,397人増の15万4,912人。診療単価は1,029円増の6万5,986円となりました。一方、外来患者は、前年度より756人減の21万756人となりましたが、診療単価については、外来化学療法患者の増加等により、1,576円増の2万504円となっています。

最後に、表の下に記載しています今後の動向ですが、現在、施設の大規模改修を行っており、多額の資金需要が見込まれる中、県立病院精神医療センターの平成32年度中の開設に向けた対応を着実に進め、県民医療の基幹病院として、経営と医療の質の両立を図りながら、急性期病院としての基盤づくりを推進してまいります。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

これよりこれについての質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

土居委員 例えば、地域連携室で退院される方で、例えば、自宅に居たいとか、自宅で治療をしたいとかいう方がいらっしゃるって、家庭の家族の皆さんとか、かかりつけ医の皆さんとかと協議しながら、在宅に移行するという方々はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

原田委員長 今のは入院を希望するというより外来を希望する方という意味ですね。もと

もとは入院が必要だけど、外来希望……

土居委員 そして、できたらの話。入院している方で。

井上県立病院長 おおよその数字でございますけれども、約2割弱ぐらいだと思っています。1割強から2割弱ぐらいだろうと思っています。委員御指摘のところは、これからは増えていこうと思っています。それにはケアの方、それから在宅で診療を応援して下さる、いわゆる訪問診療にさせていただける方、それから場合によっては薬剤師さん、うちの訪問看護師さん、こういったものが整っている地域にお住みである方は割と話が進みやすいんですね。ところが、遠い場合はなかなかそれが難しいわけです。もちろん家族の方の納得、本人の御希望、こういったことも全部合わせて一致点を見いださなきゃいけないので、外の環境がどんどん進むと、そういう方の需要にお応えできるのではないのでしょうか。そういうのが現状でございます。（「ありがとうございます」と言う者あり）

原田委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに、御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ここで、先ほど守永委員が言われた問い合わせの対応について、お答え願えますか。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 時間外等の問い合わせ等についての院内での引き継ぎ方につきましては、御指摘のようにきちっと関係部署につなぐように今後そのシステムを作ってまいりたいと思います。現在でもそのときに答えられないことについては、次の日、事務なり部署に引き継ぐようにしておりますし、当直の師長等に回しながら話をするという形をとっておりますが、そこら辺の手違いのないように今後きちっと院内の中で押さえていきたいと思っています。

守永委員 私がさっき言ったのは、この精神センターに関する問い合わせに限っての話ですからね。ほかのところじゃないですよ。新たな分野については窓口を決めないと、日中であっても、どこに問い合わせでいいかというのは分からないと思うのでということで、一般論として時間外の問い合わせをどうつなぐかという話じゃないので、その辺の整理だけちょっとお願いしておきます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 失礼いたしました。福祉保健部と私どもが答える部分とのまたすみ分けもございますので、そこは福祉保健部ともきちっと話しながら、院内の中でも精神に関しては今の段階では事務部門が準備を進めておりますので、そこできちっと対応するような体制にしてもらいたいと思います。

原田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかにないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

原田委員長 大変お待たせいたしました。これより、福祉保健部関係の審査を行います。

まず、付託案件の審査を行います。

最初に、第63号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

長谷尾福祉保健部長 それでは、第63号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、福祉保健部関係について御説明をさせていただきます。

お手元に福祉保健生活環境委員会資料をお配りしております。お開きいただきまして1ページでございます。

当部に関係する補正予算は、中ほどの段にあります6月補正予算、福祉保健部計として

太枠で囲んだ部分で、総額10億489万8千円でございます。これが今回の補正額でございます。

その上に既決予算と左側に書いておりますが、そこの福祉保健部計が983億2,017万5千円でございます。これに先ほどの額を加えますと最終的な現計予算が一番下、現計予算福祉保健部計①と書いておりますけれども993億2,507万3千円となります。

続きまして、資料の2ページをお開きください。

6月補正の内容でございます。

まず、1の子育て支援対策充実事業費、補正予算額9億6,228万2千円の増額でございます。これは、待機児童の解消に向けた保育所等利用定員の拡大を図るため、認定こども園13施設の保育所部分の整備に要する経費の一部を助成するものでございます。

その下、2の児童福祉施設整備事業費、補正予算額4,261万6千円の増額でございます。この事業は、3月31日に宇佐市の認定こども園で襲撃事件が発生したことを受けまして、防犯対策を強化し施設を利用する子どもたちの安全・安心を確保するため、今回速やかに措置するものです。具体的には、県を通じて補助する幼稚園型認定こども園14施設について、非常通報装置や防犯カメラ、門やフェンス等の設置・修繕などの整備に要する経費の一部を助成するものです。

なお、これとは別に、保育所や他の認定こども園など70施設については、国費が県を経由しません。県の一般会計を通りませんので、国から直接市町村に補助されますが、そのため市町村で直接補正予算を組んで対応することとなっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

皆さん方から質疑、御意見があればお願いします。

衛藤副委員長 子育て支援対策充実事業費のところの認定こども園の保育所部分の整備と書いてあるんですけど、この中身をもう少しし

詳しく教えていただけませんか。

二日市こども未来課長 ほかに防犯の設備につきましては、幼稚園部分などの補助もあるんですけれども、保育所部分の整備につきまして、県の予算を経由して出すということで、この施設については一旦県に、国のお金を受け入れて施設整備をするという仕組みになっています。（「分かりました」と言う者あり）

原田委員長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案大分県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

高橋障害福祉課長 3ページをお開きください。

第70号議案大分県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1の改正の理由ですが、児童福祉法施行令の一部改正に伴うものでございまして、いわゆる条ずれに対応するものでございます。

2の改正する条例は、大分県障害児通所給付費等不服審査会条例でございまして、これは市町村が行った障害児通所サービスの決定について県知事に審査請求が提起された際、これを審理・裁決するための審査会設置を定めたものでございます。

3の改正の内容ですが、児童福祉法施行令第44条が削除されまして、以下の条項が順次繰り上げられることによるものであり、条例第2条第2項本文の引用条項、第44条の6を第44条の5に改めるものです。

4の施行期日は、公布の日からとしており

ます。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 44条、削除したとは何を削除したのかな。結局。

高橋障害福祉課長 この44条というのは、以前、小児慢性疾患に対する医療費の助成のやり方を補助金ということで規定をしていた条項になります。制度が補助金から負担金に替わったときに、この44条の規定が削除されたということでございます。

末宗委員 ちょっと言葉が分かりにくい。今回削除するんじゃないの。もう削除されているような、ずっと前に削除されているような言い方するんだけど。今回削除じゃないのかな。

高橋障害福祉課長 削除という、削除自体されたのが平成26年度なんですけど、削除という規定がまだ残っておりまして、それが今年の29年の3月29日付の一部改正で、その部分が削除されたということになります。ちょっと分かりにくくて申し訳ないですが。

末宗委員 条例改正ってそういうやり方かな、削除したときに「削除」と書くだけ。そして、ねえならかさんでどういうやり方でそういう条例になるん、その根拠を教えてください。

長谷尾福祉保健部長 これは国の施行令で、県が放置したわけじゃないんです。国が削除すべきところをそのまま置いていたので、今回ほかのやつが出てきたので、一緒にそこを整理しますと。それに県が応じているだけなんです。

だから、ある意味、末宗委員おっしゃるのは放置していたので、よろしくない状態です。

原田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に移りたいと思います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

藤丸国保医療課長 お手元の青色の継続請願文書表を御覧ください。こちらの2ページになります。

請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出に関する請願について、御説明申し上げます。

本県の子ども医療費助成制度につきましては、県、市町村とも厳しい財政状況にある中、所得制限は設けず、助成方式も現物給付とするなど、充実した制度内容となっております。

他方、国は、地方単独医療費助成の現物給付化に伴う医療費の波及増分につきましては、実施している自治体が負担すべきものとしておりまして、現在国民健康保険の国庫負担をその分減額する措置を講じています。

しかし、国は、子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置の見直しを行いまして、全ての市町村が未就学児を対象に何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度から未就学児を対象とする医療費助成については、減額措置を行わないとされたところでございます。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 御意見もないので、これより請願の取り扱いについて協議いたしますが、いかがでしょうか。

守永委員 今後のスケジュールとして、国保の医療費そのものの見直しも計画されている向きもありますから、その様子を見届ける必

要があるんじゃないかなと思うので、継続的に扱っていただくべきじゃないかと思うんですが。

原田委員長 今、継続審査の声がありました。が、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

原田委員長 それでは継続についてお諮りいたします。本請願を継続審査とすることに御意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

これで請願の審査を終わります。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。福祉保健部関係では、精神障がい者への支援について執行部から説明をお願いいたします。

長谷尾福祉保健部長 県内所管事務調査のお礼をまず申し上げたいと思います。

委員の皆様には、御多忙の折、5月8日から5月末日までの7日間に渡り、当部所管の地方機関や福祉施設等を調査いただきまして、また、貴重な御意見、御指導を賜り誠にありがとうございました。

私どもといたしましては、御意見等を率直に受け止め、今後の保健、医療、福祉行政を進めてまいる所存でございます。今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて本日は、調査の中で委員から御意見、御質問を頂きました中から、精神障がい者への支援につきまして、担当課長から説明させていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

高橋障害福祉課長 それでは資料の4ページをお開きください。

まず、1精神保健福祉法に基づく入院制度についてですが、まず、任意入院は、本人の同意に基づく入院であり、最も患者数の多い入院形態でございます。

次に、医療保護入院は、医療及び保護のた

めに入院の必要があると認められる者で、本人の同意が困難な場合において、家族等のいずれかの者の同意があり、かつ、精神保健指定医の診察を要件とする入院形態です。

三つ目といたしまして、措置入院は自傷他害の恐れのある精神障がい者で、精神保健指定医2名の診察を経て、都道府県知事が決定する入院形態になります。

この措置入院の平成28年度の状況については、右側に参考として記載していますが、警察等からの通報214件のうち57名が措置入院となっており、診察の結果、措置入院非該当とされた者は29名、また、調査により措置診察不要とされた者は128名となっています。

次に、この措置入院への対応等を含む夜間・休日を中心とした本県の精神科救急における課題についてでございますが、2(1)にありますとおり、①現在の民間病院による輪番制は措置入院のみを対象としているため、夜間・休日に症状が急変した場合や、先ほどの措置非該当ではあるが治療が必要なケースなどにおける受診が困難であること、②民間医療機関では対応困難な身体合併症患者への医療提供体制が不十分であること、の2点が挙げられます。

そこで、こうした課題の解決に向け、一つは、(2)になりますが、昨年3月に大分大学医学部寺尾教授を委員長とする検討委員会から提言を頂きました県立精神科基本構想に基づき、新たに県立病院精神医療センターを整備することとしています。

主な病棟機能を、夜間・休日を中心とした急性期治療と身体合併症治療とした上で、24時間365日対応いたします。また、その開設に向けた整備スケジュールは、(3)にありますとおり、32年度中の開設を予定しています。

次に、資料の5ページをお開きください。

一方、このセンターの開設により全ての課題が解決できるわけではなく、また、センターに患者が集中し、機能が停止するようなこ

とがあつてはなりません。

このため、3今後の精神科救急医療体制の充実に向けた取組にありますとおり、①夜間・休日を中心とした救急治療や、②症状が改善した身体合併症患者に対するセンターと民間精神科医療機関との連携体制の構築、③措置患者の重複等におけるセンターの例外的な受入ルールの策定、④精神科救急情報センターの設置等を実現すべく、引き続き関係機関による検討を重ね、みんなで支え合う体制を構築し、本県の精神科救急及び身体合併症患者に対する医療体制の確立を目指します。

加えて、措置入院患者に対する退院後支援も大切です。

4精神保健福祉法の改正案の(1)になりますが、改正後は、都道府県等による退院後支援計画の作成や、支援イメージにあるとおり、計画に基づく各支援機関の連携による支援を実施していくこととなります。

今後のスケジュールについては、(2)にありますように、今国会での成立は見送られ継続審議となりましたが、今後、関係機関と協議を進め、退院後支援に当たってのルールづくりや実際の支援に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

原田委員長 ありがとうございます。

高橋課長、ちょっと確認なんですけど、4ページの整備スケジュールは、先ほど病院局のときに新たな土地の取得に関わって、スケジュールが若干ずれていましたけど、これは、それを踏まえた上でのスケジュールと考えてよろしいんですね。

高橋障害福祉課長 32年度中の開設のこのスケジュールで。

末宗委員 ちょっと、さっき終わっちゃらんで言いよったぞ。

原田委員長 その上での確認です。結構です。

では、ただいまの説明に御質問等はありませんでしょうか。

衛藤副委員長 今の件、基本設計はさっき平成28年度中に終わるのが平成30年3月に1年延びるという話があったんですよ、病院

局で。これ反映されていないので、聞きたいのは、この基本設計の延びが最終工期に影響するのかどうかという点なんですけど、そこはどうなっているんでしょうか。

高橋障害福祉課長 その件につきましては、現段階では大きく影響すると考えておりませんが、ちょっとその辺、確認をさせていただきたいと思いますが。

原田委員長 よろしく病院局との確認をお願いしたいと思います。何かありましたら、また後でお願いします。ほかの件でありますか。

高橋障害福祉課長 基本設計については、28年度で終了ということで、特に、すみません、いずれにしましても、ちょっと病院局と確認をいたします。

原田委員長 そうしてください。その方がいいと思います。

ほかの件でお願いします。

土居委員 今後の精神科の救急医療提供体制充実に向けた取組の中で4番目、救急情報センターの設置でございます。

これやはり、病院内に設置をして一元化したところできっちりトリアージをして対応していくというのが、僕は最もふさわしいのではないかなと思っておりますが、それについてお考えをお聞かせください。

高橋障害福祉課長 情報センターにつきましては、今現在、相談窓口だけで、今、土居委員おっしゃったようなトリアージ機能というのはこれからのお話でございます。その問題につきましては、今後、受入れ体制の問題も含めまして議論をしていくことになっておりますので、現段階で一元化、あるいはそれ以外かというようなところの結論は出ておりません。今後、関係機関の皆さん方と協議しながら、そこはじっくり進めていきたいと思っております。（「お願いします」と言う者あり）

原田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかに。

守永委員 この精神医療センターに関連してのお願いになると思うんですけども、実は、

この精神医療センターができるよという報道があつて以降、最近は少なくなったみたいなんですけど、何かテレビでこういう関連のニュースが流れると、県民の皆さんから問い合わせが寄せられると。

県立病院の現場で夜間に県民の方からこの精神医療センターについて問い合わせがあった場合に、代表電話で受け取った方が、内容がよく分からないので救急につながらしいんですよ。救急の窓口が混乱をするということが実際、状況に応じてはあったみたいなので、是非今後こういう精神医療センターなり、そういった情報、報道を流す際に、問い合わせに関してはどこどこに問い合わせさせてくれという窓口を示すということが大事かなと思ったりします。

非常に興味を持って気にされる方、どうなってくるんだろうと不安に思う方もおられますので、それが県立病院のことだから県立病院にかければ分かるだろうぐらいの軽い気持ちで県病に電話をしてしまう。代表電話につながったときに、そのときの状況に応じては混乱してしまうということもあるみたいなので、そういったのをきちんと報道に出すようなときには、しっかり県民の皆さんにもアピールしていただきたいと、これはお願いになるとも思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

土居委員 先ほどの守永委員の話でちょっと思い出したんですけども、患者の移送、これはどういうふうにして考えるのかと。やはり人権の問題もあるので、簡単にはいかないと思うんですけど、それを乗り越えて、やはりきっちり移送体制も整えている自治体もあるので、何かその辺の問題意識はどのようになっているのか、ちょっとお伺ひします。

原田委員長 土居委員、それは県病への移送と考えていいですか。

土居委員 ああ、そうですね。

原田委員長 いかがでしょうか。

高橋障害福祉課長 今、土居委員おっしゃったとおり、移送につきましては強制的なもの

になりますので、やはり人権上、簡単にできるものではないものと認識をしております。生命の危機なり、非常に緊急避難的にどうしてもというような場合にのみ移送ということで考えております。

衛藤副委員長 さっきの病院局でも申し上げたんですけど、こちらも関連するので、ちょっとお願いがあるんですけども、こういった県立精神医療センターで建設費の関係は丸ごと出していただくんです。

ストックというか、最初の初期費用に関しては出していただくんですけども、その後のフローというか、ランニングコストの部分というのが見えないところがありまして、例えば、収支で年間で1千万円手出しが出るのか、1億円出るのかで、全く判断というのが違うわけでございまして、そこの全体像が是非見えるようにしていただきたいと。コストとしての。

これはもうこれに限った話ではなくて、全体にしてそういう形でお示しいただかないと、我々もなかなか判断が難しいところがございますので、是非、今は多分すぐというのは難しいかもしれないんですけども、その点は今後出次第というか、本当にあるべき姿、一番最初に全部概要でも、概算でも結構ですので出すべきだと思うんですよ。そういったこともこれから見せていっていただければと要望させていただきます。

原田委員長 お願いいたします。とりわけ病院局との連携も含めて、共通理解の中でよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに御質問ありますか。

後藤委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、本県の精神科救急及び身体合併症関連に対する医療体制の確立とかつてあるので、是非お尋ねしたいんですけども、僕がちょっと関係しているところで、この前81歳の方が包丁を持って暴れるという件があつて、僕は警察に届出しようと言つてしたんですけど、この人なんかは昔からおかしいと言われてきまして、ハルシオン

なんかを人の3倍も4倍も飲んでいたりとかっていう話を聞くわけなんですけど、例えば、共通の精神科に通ったことのある人とかの、何ていうんですかね、要は病院間でそういう通院歴をお互い認識できるとか。

何か僕の友人もそれで1回そううつ病で自殺したりとかもあるので、やっぱりいろんな病院にかかったりして、結果、死んでから、ああ、そうだったのかとかというのがあるので、こういう県病の最終的なところに連れていかれるじゃないですけど、やっぱりそこに着いたときにいろんなところの情報がここに集まるようにしておいたらいいんじゃないかなと思って、警察も余り相手にしてくれないものですから、頼るところがこういうところになるのかなと思ったので。

何かそういう、うまく話せないですが、見解をお聞かせいただければと思ひまして。あとはそういう病院内の幾つもの、ハルシオンなんかそういうのをもらうことが可能なのかというのを知りたかったものですから、そういう病院、保険証をどうやって使っているか分からないんですけど、それも教えていただければと思ひます。

原田委員長 今のは民間精神科医療機関との連携と考えていいですね。

後藤委員 まあ、そうですね。要は、どうもいない人は病院行くんでしょうから。

原田委員長 こちらでお答え願えますか。

高橋障害福祉課長 ハルシオンがどうやって出せるかということまでは、ちょっと私どもでは分かりませんが、情報の共有という意味では、何も起こらない状況の中で、それぞれの個人の個人情報がありますので、そういう意味での情報共有というのは多分難しいことだろうと思ひます。通院、あるいは相談する中で幾つかの病院に行かれる方もいらっしゃると思いますので、そういったところであれば、この時期になれば、かなりこの方は発作が出るなとかいう意味でのお医者さん、先生の中での認識とか、共通認識があるんだろうと思ひますけれども、ここで

言うところの措置入院はあくまでも行政側の権限で強制入院をさせるというものですので、それをあらかじめ情報共有するということはちょっと考えられないかと思ひております。

すみません、答えになっていないかもしれませんが、申し訳ありません。（「分かりました」と言う者あり）

原田委員長 いいですか。十分な受け止めができないかもしれませんが、どこでこれを、今のを審議したらいいか私自身もよく分からないんですけど、ちょっとまた現場の方に聞いておきたいと思ひます。

ほかに御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで県内調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

長谷尾福祉保健部長 それでは、4月の本委員会で御報告させていただきましたが、当部では今年度10本の計画の策定を予定しております。10本の計画のうち5本は国の方針がまだ示されておられませんので、次回以降の委員会で随時、御報告させていただきます。

それ以外の5本の計画について、既に協議会を開催し、施策の柱を作成したものは骨子として、今後協議会の開催を予定しているものは概要として、本日御報告させていただきたいと考えています。各計画の詳細な説明は、それぞれの担当課長から申し上げます。

藤内健康づくり支援課長 お手元の資料の6ページをお開きください。第二次生涯健康県おおいた21の概要について御説明いたします。

まず、1計画改定の趣旨等ですが、(2)策定根拠のとおりこの計画は、健康増進法に基づき、健康寿命の延伸等を目的に平成13年3月に策定されたもので、健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例第5条に規定する計画に位置づけられています。(3)計画期間のとおり、医療計画や医療費適正化計画など他計画との関連を考慮し、平成30年度か

ら平成35年度までの6年間とする予定です。

次に、2県民の健康の現状ですが、昨年度、約1万2千人の県民から得られた調査結果では、野菜摂取量は、男性は減少傾向、女性は横ばいとなっており、全年代で目標の350gに達していない状況です。また、男女とも働く世代の運動量が少ないなど、課題が明確になり、対策の強化が必要と考えています。

次に、3計画改定のポイントのとおり、県民総ぐるみでの健康づくりの機運醸成、働き盛り世代を中心とした運動習慣の確立に向けた環境整備、各保健所管内の健康課題に応じた取組などについて、右側4の生涯健康県おおいた21推進協議会において計画の改定を行うこととしています。

5スケジュールについては、9月の第3回定例会にて骨子を、12月の第4回定例会にて素案を、その後パブリックコメントを踏まえ来年3月の平成30年第1回定例会にて成案を報告する予定としております。

続きまして、7ページをお開きください。

大分県歯科口腔保険計画の概要について御説明いたします。

1計画改定の趣旨等ですが、この計画は、先ほど説明いたしました第二次生涯健康県おおいた21の歯、口腔の健康についての部門計画として、平成22年度に策定したものです。全ての県民が、歯や口の健康を維持することで、生涯を通じて生活の質の向上を目指しています。

また、(3)計画期間ですが、平成30年度から平成35年度までの6年間とする予定です。

次に、2ライフステージ別の現状と課題ですが、昨年度実施した実態調査等の結果では、3歳児及び12歳児の虫歯のない者の割合は改善してきていますが、まだ、全国下位となっております。また、80歳で20本以上自分の歯を持つ者の割合の増加などに改善傾向が見られる一方で、40歳台の歯周病患者の増加などが認められます。

そのため、3計画改定のポイントのとおり、

乳幼児・学齢期の虫歯予防対策に加え、成人・高齢期の歯周疾患対策に取り組むとともに、障がい児者の歯科保健対策や地域包括ケア体制と連携した口腔ケアの普及等について、右側4の豊の国8020運動推進協議会において、計画の改定を行うこととしています。

5スケジュールについてですが、9月の第3回定例会にて骨子を、12月の第4回定例会にて素案を、その後パブリックコメントを踏まえ来年3月の平成30年第1回定例会にて成案を報告する予定です。

原田委員長 二つの計画について、説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑、御意見があればお願いいたします。

土居委員 歯科口腔保健計画です。スケジュールは分かりました。ですが、子どものフッ化物洗口、これ今現状どれぐらいまでしているのか、改善していつているのか、今後どのようになるのか伺います。

原田委員長 学校現場ですね。（「はい」と言う者あり）

藤内健康づくり支援課長 平成28年の今年の3月末時点で、県内13市町村で66校でフッ化物洗口が行われています。今後また更に少しずつ増えていく見込みであります。今回のこの歯科口腔保健計画においても、それを更に推進するといったような方向で検討を進めたいと考えております。（「よろしくお願ひします」と言う者あり）

原田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかに御質疑ありますか。次に移ってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

原田委員長 では、ほかに御質疑等もないので、次の③について、報告をお願いします。

藤丸国保医療課長 それでは、資料の8ページを御覧ください。

大分県医療費適正化計画（第3期）の骨子について御説明申し上げます。

昨年の12月の第4回定例会におきまして、この計画は本年秋頃を目途に策定する旨を報

告いたしました。しかしながら、計画のガイドラインとなります国の基本方針が、秋頃改正されることとなったこと、加えて今年度中に策定する、生涯健康県おおいた21でありますとか、大分県医療計画及びおおいた高齢者いきいきプラン等との整合を図るため、これらの計画に合わせ、30年度からの計画に変更したいと考えています。

次に、その下2医療を取り巻く現状と課題ですが、(1)県民医療費の動向については、本県の平成26年度の県民一人当たり医療費は全国5位と高い水準にあるほか、その三つ下、(4)特定健診・保健指導等の状況では、26年度の特定健診実施率が現行計画の目標70%に対しまして、50.6%にとどまるなど多くの課題があると思っております。

こうした課題の解決を図るため、その下3計画策定のポイントでございますとおり、

(1)県民の健康保持の推進に関するものとしたしまして、①特定健康診査・特定保健指導の推進等の6項目、(2)医療の効率的な提供の推進に関するものとしたしまして、①後発医薬品の使用促進等の4項目の目標を掲げ、取組を進めてまいります。

また、(3)では、これら取組の成果を踏まえた平成35年度における医療費見込みを推計することとしています。

次に、その右側の4の計画策定の体制ですが、県医師会や保険者協議会等関係団体の代表19名で構成いたします大分県医療費適正化推進協議会で協議を進めてまいります。

最後に、5スケジュールですが、引き続き協議会を開催の上、国の変更後の基本方針に則した素案を作成いたしまして、本年12月の第4回定例会で御報告いたします。その後パブコメ等を経まして、来年の第1回定例会で成案を御報告いたします。

原田委員長 大分県医療費適正化計画(第3期)について報告がありました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑、御意見があればお願いいたします。

守永委員 医療費適正化計画ということで、

この2の(1)のところでは県民医療費として、県民全体の平均でこの項目は語られているんですけども、各年代ごとに医療費がどういう、他県と比べてどういう状況なのかという数字が統計としてあるのでしょうか。もしその中で突出している世代があれば、その世代に対する対応策を講じなければならないと思いますし、単純に高齢化に伴う病気という問題であれば、この健康寿命を延ばすということで対応策が図られるんですけども、そういう統計が実際あるのかどうか教えてください。

藤丸国保医療課長 国の段階では年代ごとの医療費がこれだけ掛かるというような資料がございます。ちょっと大分県で独自にというのは今のところございません。

原田委員長 ちなみに、これは後期高齢者医療費の分も入っているんですね、この中には。医療費としては。

藤丸国保医療課長 そうです。国民健康保険とか後期高齢者、健康保険とか、そういったものも含めた。(「はい、分かりました」と言う者あり)

原田委員長 ほかにいかがでしょうか。

末宗委員 医療費、これ膨大にかかって福祉の予算がずっと上がってきているんですけど、ちょっと二つほど本当は聞きたいんですけどね。医療費で、例えば、がんの定義とかは欧米と日本で違うとか、予防接種の問題とか、高血圧の問題とか、例えば、高血圧が160やったんが130になって、また今度上げたりしてね、医療費ばかり上げて寿命が短くなるような、副作用で短くなるような状態が国民の実態なんだけど、そこら辺りがこれには載っていないよね。一番金がかかるそういうところを載せなくてね、こげな側端んじょうやって何の意味があるのかなと僕は思うんですけど。

それと、医療費で病院の先生が僕に冗談で言うんよ。「末宗さん、あんたやっぱり生活保護もらわにゃいい医療は受けられんで」っち。生活保護というのはそんなにいい医療を

受けられるのかなと思っただけ、やっぱり国民の公平感、そういうものを僕は、大分県として国の厚労省に提言していただきたい。厚労省事務次官が偉いのか、大臣が偉いのか知らんけど、そういう人にね、もうちょっと公平な行政をやるように、年金で一生懸命、年金だけで生活している人より生活保護がいいとか、その医療費と生活保護の問題はね、なかなかみんな意識しているけどよくならなくて、国民の公平感がもう不公平感に入っているような感じがするよ。そこ辺りを新部長じゃき、堂々と厚生労働大臣か次官にやましく言ってきてもらいたいんだけど。

長谷尾福祉保健部長 新任部長ということで、あえて申し上げますと、委員の二つ目の生活保護をもらわないといい医療はできないということですが、実は私も、県庁の振り出しというのは生活保護の担当のケースワーカーでございましたけれども、これはですね、要するに福祉事務所に嘱託医を雇って、あるいはそういう専門の審査機関で生活保護の医療扶助を受けたレセプトを全部点検していますから、そんなことは起きないんじゃないかと思うんですけども。

末宗委員 あんまり名前までは言わんけど、医者が言うんよ。

長谷尾福祉保健部長 ちょっとそこは私なりに聞いてみようと思えますけれども、もしそういうのがあれば、レセプト点検等で上がってくるはずなので。

末宗委員 医者同士やけん、あんまりチェックせんのじゃろう。

原田委員長 今、答弁ですから。

長谷尾福祉保健部長 すると、がんの定義、あるいは予防接種、1点目の高血圧の話がございましてけれども、やはりそういった一番苦慮していますのが、薬一つ取っても、これらの方が幾つも種類をお持ちでございまして、それはそれでそれぞれの御病気があるんでしょから、いいんですけども、それを実際飲み忘れたり、そのまま放置したりするという、こういう弊害も起きておりますので、あ

るいは新薬の非常に高い価格の薬もございまして、一方でジェネリックという話もあるわけですから、そういった薬一つ取ってもそういう課題がございまして。

それと、いわゆる新しい治療法がいろいろ出ておりますので、そういった中で国民、あるいは県民の健康を保持する、いわば治していくという根本的な医療というのがございまして。そういった中で、委員御指摘のいろいろ、凸凹があるんじゃないかなということなんですけれども、私どもとしては、高齢化に沿って上がっていく医療費もあるし、しかし、そうじゃない部分もあるんじゃないかという分析もしっかり今後この中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

原田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにありますでしょうか。

土居委員 計画策定のポイントというところの（２）の④ですね。多分、地域包括ケアシステムの構築に入るんだと思うんですが、これからどんどん膨らむ社会保障費、医療費、そして、片方でベッドを削っていかなければならないということ。そして私は、人間のありべき姿として、やはり自宅で自分の関係のある方々に見守られて死にたい、死んでいくのが僕は人間のありべき姿じゃないかなと思うんですが、在宅の医療ですね、在宅のホスピスとか。となると、やはり医師だけではどうしようもなく、いろんな連携も考えていかなければなりません。今回適正化を考える上で、その辺のところの分野の皆さんも含めて、在宅のケア、在宅ホスピスみたいなところを構築しようとは思わないのかどうかについて、ちょっとお伺いします。

原田委員長 終末期医療についてですね。

藤丸国保医療課長 今御質問いただきましたことにつきましては、計画の趣旨のところにもございまして、当然、委員がおっしゃったとおり、在宅で生活する場につまましては、医療だけではなくて、介護であるとか、福祉の関係の方々と一緒にということに

なりますので、そういった中身となる計画ということで医療費適正化計画ももちろんですが、ほかの県の計画と整合性を図りながら、計画を策定して取組を進めていくことを考えてございます。

土居委員 整合性を踏まえながら、よろしくをお願いします。

原田委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次の④と⑤について、報告をお願いします。

高橋障害福祉課長 それでは、資料の9ページをお開きください。

大分県障がい福祉計画（第5期）等の策定について御説明いたします。

初めに、1計画策定の趣旨等についてでございます。この計画は、障害者総合支援法に基づいた、障がい福祉サービスの提供体制の確保を図るための計画です。計画期間につきましては、30年度から32年度までの3年間としております。

2県の障がい福祉サービス等の現状については、現行の第4期計画における三つの施策の柱ごとに示しておりますが、（1）障がい者が安心して暮らせる地域生活への支援については、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の県民理解の促進、次の（2）障がい者の就労への支援については、障がい者雇用率日本一に向けた一層の取組の推進、（3）障がいのある子どもと家族への支援につきましては、早期発見・早期療育とその後の成長段階に応じた一貫した支援体制の整備などの施策が今後必要であると考えております。

次に、3計画策定のポイントですが、障がいや障がい者に対する理解を促進するとともに、障がい者雇用率日本一の奪還や、障がいのある子どもの成長段階に応じた支援体制の整備などに取り組んでまいります。この障がい児施策に係る部分につきましては、児童福祉法等の改正に基づきまして障がい児福祉計

画として位置づけることとしております。

右側の4計画策定の体制につきましては、大分県障害者施策推進協議会などの意見を聞きながら、当県の実情を踏まえた計画を策定したいと考えております。

最後に、5スケジュールについてですが、12月の第4回定例会には素案を、3月の第1回定例会には成案を御報告したいと考えております。

続きまして10ページを御覧ください。

大分県アルコール健康障がい対策推進計画の骨子についてです。

1計画策定の趣旨等については、平成26年に制定されたアルコール健康障害対策基本法及び同基本計画に基づきまして、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的としております。

2アルコール健康障がいに係る本県の状況については、（1）飲酒者の状況では、①生活習慣病リスクを高める量の飲酒者の割合は、男性が14.9%で全国が13.9%、女性が12.6%で全国が8.1%と、特に女性の割合が全国と比べて高くなっています。また、（2）アルコール依存症については、通院者が281名、入院者が270名となっております。

これらを踏まえまして、3計画の目標では、国の目標に対して、右側の県の目標のとおり、①、②、③は、今年度改定を行います第二次生涯健康県おおいた21の改訂後の目標数値を引用することとしております。また、④相談拠点、⑤専門医療機関は、それぞれ1か所以上定めたいと考えております。

このような目標を達成するため、4基本的施策にありますとおり、発生予防では学校教育の推進、進行予防では保健指導、再発予防では社会復帰の支援など、各段階に応じ、関係団体等と連携をし、各種施策に取り組むこととしております。

最後に、6スケジュールについてですが、12月第4回定例会には素案を、3月の第1回定例会には成案を御報告したいと考えてお

ります。

原田委員長 二つの計画について説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。質疑、御意見があればお願いいたします。

土居委員 障がい福祉計画についてですが、計画策定のポイントの1番目ですね、障がいや障がい者に対する理解の促進とあります。これまた計画策定する中で議論してもらいたいと思うんですが、やはりできる限り一緒にいることが大事だと思うんです。今どうしても、例えば、ちょっと障がいがあると特別支援学校に行くと、支援学校に行くと地域の子どもでなくなるというか、なかなか地域との接点を持つてなくなります。

交流事業などで接点を設けようとしていますが、もうここは教育畑に、教育委員会の方にもお願いしているんですけども、復学制度などを導入して、一緒に学べる、一緒に遊べる機会をできる限り多く持ってもらうのが一番いいんじゃないかなと思うので、その辺を議論していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。もう一つアルコール健康障がいなんですけど、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、策定の体制の中で、自助団体の中に断酒会が入るのかどうかについてちょっとお伺いします。

原田委員長 まず1点目については、高橋課長お願いします。

高橋障害福祉課長 土居委員のおっしゃる、一緒にいる機会というのは非常に大事だと思っております。昨年、制定をいたしました大分県の条例におきましても、合理的配慮の大切さをこれまで啓発をしまいたところでございます。

その際にやはり障がい者の実態といいますか、そばで見て一緒に行動するなり、そばで感じてまた一緒に考えるということで理解が進むんだと考えておまして、障がい者団体の方々とも一緒に啓発活動等も今進めているところでございます。非常に大事な観点だと思っておりますので、その辺注意しながら議論を進めさせていただきたいと思っております。

それから、2点目のアルコール健康障がい対策推進計画の策定体制の自助団体に断酒会が入っております。メンバーに入れて、当事者といいますか、経験者の方の貴重な御意見を伺いたいと考えております。

土居委員 障がい福祉計画は、本当にその方針でよろしくをお願いいたします。

また、アルコール健康障がいも断酒会の皆さん、本当に積極的に相談拠点となっていこうよとか、効率的な啓発活動をどのようにしたらいいのかとか、一生懸命考えていますので、その辺の意見も取り入れながら推進計画の方を策定していただければと思います。よろしくをお願いします。

守永委員 障がい福祉計画の関係で、多分、2の(1)に絡んでという話になると思うんですけども、今「だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会」の皆さんと、その条例ができたので、そういう大分県を作ろうと、大分県をつくる会ということで活動を継続的に進めているんですけども、その中で、親亡き後の問題をどうするかという議論がかなり深められている部分もあります。

障がい者が安心して暮らせる地域生活の支援という中で、親亡き後の障がい者の支援体制という部分については、何らかの形で触れられるのかどうかということをお尋ねしたいというのと、あとアルコール健康障がい対策推進計画について、今アルコール依存症の通院者、入院者、平成27年度の数字が載っているんですけども、多分、統計的にはずっとあると思うんですが、増えている傾向なのか、減っている傾向なのか、その辺だけちょっと教えてください。

高橋障害福祉課長 1点目の親亡き後の問題に対する支援体制はどうするかという御質問でございますけれども、昨年の条例の中で親亡き後の課題の解決というのを県の責務と位置づけておりますので、その辺、大きな議論の柱だろうと思っております。今の段階でどうこうするという形の答えをちょっと申し上げられませんが、県の大事な柱の一

つだと認識をしておりますので、この策定の議論をする中で、その辺も踏まえまして、どういった形の支援ができるのかといったところを議論をさせていただきたいと考えております。

それと2点目のアルコール依存症の傾向でございますけれども、今ちょっと手元にございませぬので、確認した上でまた御報告させていただきたいと思っております。

守永委員 すみませんが、よろしくお願ひいたします。

衛藤副委員長 障がい福祉計画の中の障がい者アートの振興についてなんですけれども、ちょっと前にお話しさせていただいたかも知れませぬ。去年、愛知の全国障害者芸術・文化祭なんかで結構障がい者アートは企業のノベルティーとかに使っていただいたという、ティッシュとかクリアファイルとか、そういうのはすごくいいなと思って、大分県でも是非やっていただきたいなと思っているんですけど、その一方で、企業側が例えば障がい者アートを採用したいと思ったときに、今多分、受け皿になるところがないと思うんです。というのは、個別で発掘しなきゃいけないとか、そういったメニュー表じゃないですけど、例えば、こういう方がこういうのを作っていらっしゃるのか、そういう紹介ができる、それが例えば協会がいいのか、NPOがいいのかって、それはいろいろ議論があると思うんですけど、そういった受け皿となる団体組織というのが、これから振興を進めていく上では非常に必要になってくるんじゃないのかなと思っています。その辺の設立とかについて、何かお考えがあればお伺ひしたいんですが。

高橋障害福祉課長 障がい者アートの関係で、企業さんの要望に対するメニュー表みたいなものというお話につきましてですけども、来年ございます全国障害者芸術・文化祭、これは国民文化祭と一緒に開催されることになっておりますけれども、今そういった準備をしている中で、もちろん県庁、全庁を上げて

国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭、これを支援していく、取り組んでいく形になっておりますけれども、そういういろいろ話の中で、企業さん側から何か伝えたいようなデザインとかそういうのがある場合は当面、障害福祉課でお受けするようにはしております。

私どもで受けた場合に、県内で今活動しております主な団体を御紹介し、その中で活躍されているアーティストさんの絵とかデザインとか作品を御紹介するような、そんなことで今実際考えておりますし、そういった御紹介とかもいただいております。

それと、その次にございましたそういった受け皿としての、いわゆる中間支援組織といひますか、そういったところの設置についての御質問ですけども、この点につきましては、今現在、いろんな地域で活動されている方が、団体等が幾つかございます。そういった方々に、この来年の全国障害者芸術・文化祭の中で今活躍、活動していただこうと思っておりますけれども、最終的にはそういった方々もまたその受け皿の一つ一つになっていただけるのではないかなと今感じているところです。

衛藤副委員長 やっぱりこれから広く進めていくために、普及していくためには、採用していく側の手間を減らすというか、採用していく側が一個一個探して発掘してと、紹介も受けてというのものもあるんですが、ばらばらしているよりも、ワンストップでできた方が、企業としても手間が少ないので、非常に広がっていくと思います、是非そういった観点からも御配慮いただければと思います。よろしくお願ひします。

原田委員長 今話を聞いて、全国障害者芸術・文化祭がきっかけになってできていけばいいですね。是非、取組をお願ひしたいと思います。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室〕

原田委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、特別委員会の設置に係る意見についてであります。

現在、各会派から御意見を聞きながら、特別委員会の設置について協議していると聞いています。また、定例会初日に委員長連絡調整会議が開催され、私と衛藤副委員長で参加しました。

その会議の中で、特別委員会の設置に関して各常任委員会から議長あてに参考意見を提出することを求められております。

それでは、現在、各会派から四つの特別委員会設置案が提出されているんですが、これについて事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

原田委員長 今説明がありました、今回議運のほうから、この特別委員会の内容について、どう考えるかという意見を求められました。というのもですね、この特別委員会については常任委員会ですることから必要ないんだという話になれば、特別委員会を設置しないようになるわけでありまして。

その中で大きく三つの特別委員会が、当委員会に関わる部分がありました、とりわけ障がい者差別解消特別委員会については、この福祉保健生活環境委員会と重なる部分が結構多いので、所管として本委員会がどう考えるかによって、これを特別委員会として持つかどうかという話になると考えるわけでありまして。

それで、あとの二つについては重なっている部分がありますけど、あまり多くないと見て、分けて考えたいと思います。最初に障がい者

差別解消特別委員会について、特別委員会として設置することについての御意見を皆様方から受けたいと思います。

もちろんここで設置する、しないを決めるわけじゃありません。決めるのは議会運営委員会になると思います。大きく重なる当該委員会としての考え方を報告することになります。いかがでしょうか。

土居委員 設置してもいいと思います。

原田委員長 設置するのに反対じゃない、設置するのであればということですね。

土居委員 いろんなところで問題はあろうと思うんです。経済や教育や、いろんなところに障がい者サービスというものは全ての分野に関わっていますし、その分野を特に調べるといふのであれば、私は有り難いと思っています。

原田委員長 そういった意見をいただきましたけど。

実はですね、ちょっと事前に皆さん方、出てくるかと思って事前に事務局に調べてもらったことがあるんです。例えば、学校でこの差別に関わる事案があったとき、どこが担当するのかと。公立学校、私立学校、例えば、民間職場、県庁内、警察等であった場合。するとですね、ちょっと皆さん方に御参考までにですけども、公立学校の場合は教育委員会で、それも市町村と小・中学校の場合は市町村教育委員会になると。私立学校のときは、私、私学振興・青少年課かなと思ったら、私学としては、学校の設置者ではないと。これは学校を設置している学校法人であり、それを管轄するのはやはり民間事業者なので障害福祉課になっていくのではないかと。様々にやっぱり課によって話が違っているんですよ。県警の場合は県警の警務課、県庁内のときは障害福祉課とか、そういったふうに分かれるので、やっぱりこれは横断する考え方が必要ではないかなと思って、私も設置で今賛成してはいるんですが。そういうことでよろしいですか。

衛藤副委員長 ちょっと質問なんですけど、

関係部署があるわけじゃないですか。例えば、交通政策だったり、企画振興だったりとか、その関係するところを呼んでこの委員会で個別に審議するという方向はあり得ないんですか。特別委員会を設置しないとできないものなんですか。そこがちょっと分からないんですけど。

土居委員 それを特化して活動するというのは、やろうと思えばやれますけれども。

原田委員長 実際にそういう場面も今までもあったかどうか分からないけど、考えられるでしょうね。ただ、横断的に全ての差別事案について、こういうふうに取り組むと。もっと言うと、そういった差別事件を起こさない前の取組はどうあるべきかとなったときは、横断的にやっぱりする必要があるのかなと。もちろん重なっても構わないと思うんですよ。

よろしいですか。じゃ、設置について賛成の方向と報告してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 では、続きまして文化・スポーツ・地域資源活用特別委員会と農山漁村生活圏確保特別委員会の二つについて、こちらも当委員会と関係する部分がありますので、なにか御意見がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 よろしいですか。（「ええ、いいです」と言う者あり）

末宗委員 I o Tはうちには関係ないのかな。

原田委員長 I o Tはうちには意見を求められていないですね。

末宗委員 書いちよるだけか。

事務局 その中で、もし福祉的な要素があれば福祉の意見を入れてくださいということをお願いいたします。

末宗委員 福祉が一番多いんじゃないか。I o Tは人工知能で。病院が一番関係あるのに。

原田委員長 ちょっと待ってくださいね。末宗委員どういうことでしょうか。

末宗委員 医療に使うから、一番関係が深いんじゃないかな。ロボットが動くんだから。

原田委員長 全てに関係があるんですね。

その部分についてはいかがですか。そこも特別委員会として考えていくということ。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 じゃ、全ての特別委員会について設置に賛成する方向であるというふうに、また、今発言のあった内容を、議長あて報告することといたします。

次に、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

最後に、県外所管事務調査についてお手元に二つの日程表を配付しておりますが、概要を事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

原田委員長 ただいまの説明の中で、御質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 それではこの案で決定いたします。

今後の変更については、私が判断させていただきますので、御一任願います。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。